

平成十三年国土交通省令第一号

国土交通省組織規則

国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則を次のように定める。

目次

第一章 本省	第一節 内部部局
第一款 大臣官房(第一条―第十四条)	第二款 総合政策局(第十五条―第三十七条)
第三款 國土政策局(第三十八条―第四十条)	第四款 不動産・建設経済局(第四十二条)
第五款 都市局(第四十四条―第五十六条)	第六款 水管理・国土保全局(第五十七条)
第七款 道路局(第六十五条―第七十二条)	一 第六十四条
第八款 住宅局(第七十三条―第七十九条)	二 第六十五条
第九款 鉄道局(第八十条―第八十五条の二)	三 第六十六条
第十款 物流・自動車局(第八十六条―第九十四条)	四 第六十七条
第十一款 海事局(第九十四条の二―第一百九条)	五 第六十八条
第十二款 港湾局(第一百十条―第一百五十五条)	六 第六十九条
第十四款 北海道局(第一百三十二条―第一百三十八条)	七 第七十条
第十五款 政策統括官(第一百三十九条)	八 第七十一条
第十六款 國際統括官(第一百三十九条の二)	九 第七十二条
第十七款 その他(第一百四十条)	十 第七十三条
第二節 施設等機関	十一 第七十四条
第一款 國土交通政策研究所(第一百四十一條)	十二 第七十五条
第二款 國土技術政策総合研究所(第一百四十二条)	十三 第七十六条
第三款 國土交通大学校(第一百四十三条)	十四 第七十七条

第四款 航空保安大学校(第一百四十四条)

第一百五十三条

2 営繕技術専門官は、命を受けて、官庁営繕部の所掌事務に関する技術に関する専門的事項に関する事務に当たる。

3 一 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の

官印並びに省印の保管に関する事。

二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関

すること。

三 國土交通省の保有する情報の公開に関する事。

四 國土交通省の所掌事務に関する官報掲載に

関すること。

5

2 公文書監理・情報公開室は、次に掲げる事務

をつかさどる。

一 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の

官印並びに省印の保管に関する事。

二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関

すること。

三 國土交通省の保有する情報の公開に関する事。

四 國土交通省の所掌事務に関する官報掲載に

関すること。

6

2 公文書監理・情報公開室に、室長を置く。

3 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に

関する重要事項についての企画及び立案並びに

建設工事の設計若しくは工事管理

をいう。以下同じ。の施工の指揮監督に

すること。

7

2 広報課に、広報企画官一人を置く。

3 広報企画官は、命を受けて、広報に関する重

要事項についての企画及び立案並びに調整に

関する調整に関する事務を分掌する。

4 企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に

関する特定事項についての企画及び立案並びに

調整に関する事務に参画する。

5 企画調整官は、命を受けて、国土交通省の職

員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに

教養及び訓練並びに国土交通省の定員に関する

調整に関する事務をつかさどる。

6 人事調整官は、命を受けて、国土交通省の職

員の任免その他の人事に関する専門的の事項につ

いての調整及び指導に関する事務をつかさど

る。

7

2 公共事業予算執行管理室、監査室、公共工事

契約指導室及び契約制度管理室並びに企画官、

会計管理官、予算調整官及び施設管理専門官

会計課に、公共事業予算執行管理室、監

査室、公共工事契約指導室及び契約制度管理室

並びに企画官二人、会計管理官、予算調整官及

び施設管理専門官それぞれ一人を置く。

2 公共事業予算執行管理室は、次に掲げる事務

をつかさどる。

一 国土交通省の所掌に係る公共事業予算の執

行管理に係る調整に関する事務(鉄道整備事

業港湾整備事業及び空港整備事業並びにこ

れらに関連するものを除く。)

一 国土交通省の所掌に係る決算及び会計事務

処理システムに関する事務(交通に関連する

ものを除く。)

三 國土交通省の所掌に係る会計の監査(道

路、河川、住宅その他の社会資本の整備に関

する事務に当たる。

4 調査官は、命を受けて、大臣官房の所掌事務

に関する重要な事項についての調査及び調整に

する事務に当たる。

5 技術調査官は、命を受けて、大臣官房の所掌

事務に関する技術に関する重要な事項についての

調査、調整及び指導に関する事務に当たる。

(營繕技術専門官及び保全指導・監督官)

二 官庁營繕部に、營繕技術専門官十人、地方企

画に企画官十四人、企画調整官十人、地方企画

調整官一人及び総務調整官二人を置く。

3 企画官、企画調整官、人事調整官及び人事調

査官)

4 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に

関する重要な事項についての企画及び立案並びに

建設工事の設計若しくは工事管理

をいう。以下同じ。の施工の指揮監督に

すること。

5 企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に

関する特定事項についての企画及び立案並びに

調整に関する事務に参画する。

6 人事調整官は、命を受けて、国土交通省の職

員の任免その他の人事に関する専門的の事項につ

いての調整及び指導に関する事務をつかさどる。

7 総務調整官は、命を受けて、議案その他の審

査又は国政に関する調査に係る国会との連絡に

関する調整に関する事務を分掌する。

8 広報企画官は、命を受けて、広報に関する重

要事項についての企画及び立案並びに調整に

関する事務に参画する。

9 公共事業予算執行管理室、監査室、公共工事

契約指導室及び契約制度管理室並びに企画官、

会計管理官、予算調整官及び施設管理専門官

会計課に、公共事業予算執行管理室、監

査室、公共工事契約指導室及び契約制度管理室

並びに企画官二人、会計管理官、予算調整官及

び施設管理専門官それぞれ一人を置く。

10 公共事業予算執行管理室は、次に掲げる事務

をつかさどる。

11 國土交通省の所掌に係る決算及び会計事務

処理システムに関する事務(交通に関連する

ものを除く。)

12 國土交通省の所掌に係る会計の監査(道

路、河川、住宅その他の社会資本の整備に関

び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第十二条 大臣官房に、企画調整官(二人)、運輸安全調査官並びに安全防災対策官及び災害対策推進官それぞれ一人並びに交通緊急災害対策派遣官(五十人)(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする)以内を置く。

企画調整官のうち一人は、命を受けて、危機管理官のつかさどる職務のうち重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

企画調整官のうち一人は、命を受けて、運輸安全監理官のつかさどる職務のうち重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

(営繕企画官及び契約事務改善推進官)

第十三条 管理課に、営繕企画官及び契約事務改善推進官それぞれ一人を置く。

営繕企画官は、命を受けて、管理課の所掌事務に於ける緊急災害対策派遣隊の指揮監督に関する事務を助ける。

交通緊急災害対策派遣官は、命を受けて、運輸安全監理官のつかさどる職務のうち、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている地域における緊急災害対策派遣隊の指揮監督に関する事務を助ける。

(営繕企画官は、命を受けて、管理課の所掌事務に於ける重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。

契約事務改善推進官は、命を受けて、管理課の所掌に於ける人札及び契約に関する事務の改善に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつゝさどる。

(営繕企画室及び保全指導室並びに営繕積算企画調整室及び保全指導室並びに営繕計画課に於ける特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつゝさどる。

営繕積算企画調整室及び保全指導室並びに営繕計画課に於ける特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつゝさどる。

企画及び立案並びに連絡調整に関する事務(営繕計画調整官及び民間資金等活用営繕事業対策官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

官公署施設の整備の計画の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

デジタル技術及び情報の高度利用の促進に関する施策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

木材の利用の推進に関する企画及び立案並びに調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

木材の利用推進室に、室長を置く。

木材のうち設備工事の設計に関する事務で、建築設備の防災及び安全の確保に関する専門的事項に関するもの(管理課及び計画課並びに設備

技术対策官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	6
當緒環境調整官は、命を受けて、當緒工事に関する事務のうち、環境対策に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。	7
工事検査官は、命を受けて、當緒工事の検査に関する事務を分掌する。	8
統括工事検査官は、工事検査官の事務を統括する。	9
統括工事検査官は、工事検査官をもつて充てられるものとする。	10

第二款 総合政策局

第十五条 削除

(政策企画官、交通安全対策官及び公共交通事故被害者支援企画調整官)

第十六条 総務課に、政策企画官、交通安全対策官及び公共交通事故被害者支援企画調整官それぞれ一人を置く。

政策企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち総合的な交通体系の整備に関する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3 交通安全対策官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項に係るものに関する事務をつかさどる。

一 交通安全基本計画に係る事項の実施に関する行政機関の事務の調整に関する事項。

二 国土交通省の所掌事務に関する事項に係る他の行政機関の事務の調整に関する事項。

三 中央交通安全対策会議の庶務(海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る)に関する事項。

4 政策企画官及び政策企画調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する公共交通機関に関する事故による被害者の支援に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

(政策企画官及び政策企画調整官)
第十七条 政策課に、政策企画官四人(うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)以内及び政策企画調整官一人を置く。

2 政策企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。

3 事務のうち重要事項に係るものに関する事務をつかさどる。	3
一 國土交通省の所掌事務に関する交通に関する事務のうち特定事項に係るものに関する事務をつかさどる。	4
二 國土交通省の所掌事務に係る社会資本整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	5
三 國土交通省の所掌事務に関する年次報告の作成に関する事項(交通政策基本法(平成二十一年法律第九十二号)第十四条の規定による企画及び立案に必要な調査に関する事務を除く)。	6
4 交通バリアフリー政策室は、次に掲げる事務のうち特定事項に係るものに関する事務をつかさどる。	7

2 交通バリアフリー政策室は、運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに交通再構築企画官及び公共交通経営改善対策官それぞれ一人を置く。	2
3 企画室は、運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに交通再構築企画官及び公共交通経営改善対策官それぞれ一人を置く。	3
4 企画室は、運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに交通再構築企画官及び公共交通経営改善対策官それぞれ一人を置く。	4
5 企画室は、運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに交通再構築企画官及び公共交通経営改善対策官それぞれ一人を置く。	5
6 海洋政策課の所掌に係る国際関係事務で二つある事務のうち一つをつかさどる。	6

1 企画室は、運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに交通再構築企画官及び公共交通経営改善対策官それぞれ一人を置く。	1
2 海洋政策課の所掌に係る国際関係事務で二つある事務のうち一つをつかさどる。	2
3 海洋政策課の所掌に係る国際関係事務で二つある事務のうち一つをつかさどる。	3
4 海洋政策課の所掌に係る国際関係事務で二つある事務のうち一つをつかさどる。	4
5 海洋政策課の所掌に係る国際関係事務で二つある事務のうち一つをつかさどる。	5

第二十三条 削除

(調整官、インフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官)

第二十四条 公共事業企画調整課に、調整官六人（以内並びにインフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官）

事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官それぞれ一人を置く。

2 調整官は、命を受けて、事業の円滑な施行の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を分掌する。

3 インフラレジリエンス企画官は、命を受けた、調整官のつかさどる事務のうち、国土の強靭化に資する事業調整に関する重要な事項に関するものをつかさどる。

4 アセットマネジメント企画調整官は、命を受けて、調整官のつかさどる事務のうち、社会資本の維持管理及び更新の効率化及び高度化に関する事業調整に関する重要な事項に関するものをつかさどる。

5 観光・地域づくり事業調整官は、命を受けた、調整官のつかさどる事務のうち、観光による地域の振興に資する事業調整に関する重要な項目に関するものをつかさどる。

6 インフラ情報・環境企画調整官は、命を受けた、次に掲げる事務のうち調整官の所掌に係る重要な事項に関するものをつかさどる。

一 社会資本の維持管理及び更新の計画的な実施に係る情報の活用のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案並びに調整に関する事務

二 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案並びに指導に関する事務

3 インフラシステム海外展開戦略室に、室長を置く。

4 国際建設産業戦略官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 國土交通省の所掌に属する国際関係事務（建設産業に関するものに限る。次号並びに第七項及び第八項において同じ。）で二国間に関するものに関する我が国事業者の事業活動の推進に係る企画及び立案並びに外國の行政機関との者のとの調整に関する事務（国際統括官及び海外プロジェクト推進課並びに国際建設産業戦略官及び国際事業環境調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5 インフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官は、調整官をもつて充てられるものとする。

第二十五条 削除

（技術開発推進室及び技術基準企画調整官）

第二十六条 技術政策課に、技術開発推進室及び技術基準企画調整官一人を置く。

2 技術開発推進室は、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（技術基準企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 技術開発推進室に、室長を置く。

4 技術基準企画調整官は、命を受けて、運輸技術及び気象業務に関連する技術に係る基準の改善に関する基本的な政策に係る重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際交通戦略官、次世代インフラシステム海外展開推進官、国際市場整備推進官、国際事業環境調整官、国際交渉官、国際協力政策調整官及び国際協力官）

第二十七条 国際政策課に、インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際交通戦略官、次世代インフラシステム海外展開推進官、国際市場整備推進官、国際事業環境調整官、国際交渉官それぞれ一人、国際交渉官三人、総括国際交渉官及び国際協力官二人を置く。

2 インフラシステム海外展開戦略室は、国土交通省の所掌に属する国際関係事務のうち、海外における社会資本の整備に関する事業の展開の促進に関するものであつて二国間に関するものについての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官並びに国際建設産業戦略官、国際交通戦略官、次世代インフラシステム海外展開推進官、国際市場整備推進官、国際事業環境調整官、国際協力政策調整官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 インフラシステム海外展開戦略室に、室長を置く。

4 国際建設産業戦略官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 國土交通省の所掌に属する国際関係事務（建設産業に関するものに限る。次号並びに第七項及び第八項において同じ。）で二国間に関するものに関する我が国事業者の事業活動の推進に係る企画及び立案並びに外國の行政機関との者のとの調整に関する事務（国際統括官及び海外プロジェクト推進課並びに国際建設産業戦略官及び国際事業環境調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5 インフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 國土交通省の所掌に属する国際関係事務（国際協力のための海外における指導、研究及び調査に関するものに属する。）

（国際建設管理官、海外プロジェクト推進企画調整官、海外プロジェクト推進官及び国際協力官）

第二十八条 海外プロジェクト推進課に、国際建設管理官及び海外プロジェクト推進企画調整官に属するものを除く。）

二 國土交通省の所掌に属する国際関係事務で経済上の連携その他の対外経済関係に関するものに関する政策に関する重要な事項についての調整に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

三 國土交通省の所掌に属する国際関係事務（交通に関連するものに限る。次号並びに次項及び第十二項において同じ。）で二国間に関するもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

4 國土交通戦略官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 國土交通省の所掌に属する国際関係事務（交通に関連するものに限る。次号並びに次項及び第十二項において同じ。）で二国間に関するもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

二 國土交通省の所掌に属する国際関係事務で経済上の連携その他の対外経済関係に関するものに関する政策に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

三 國土交通省の所掌に属する国際関係事務（交通に関連するものに限る。次号並びに次項及び第十二項において同じ。）で二国間に関するもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

四 國土交通戦略官及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するもの（除く。）。

（国際統括官及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するもの）

五 國際交渉官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 國土交通省の所掌に属する国際関係事務（経済上の連携その他の対外経済関係に関するものに関する事項についての交渉に関すること（国際統括官並びに国際建設産業戦略官及び国際交通戦略官の所掌に属するものを除く。）。

二 國際政策課の所掌に属する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際交通戦略官の所掌に属するものを除く。）。

三 國際建設産業戦略官、国際交通戦略官、次世代インフラシステム海外展開推進官、国際市場整備推進官、国際事業環境調整官、国際交渉官それぞれ一人、国際交渉官三人、総括国際交渉官及び国際協力官二人を置く。

六 次世代インフラシステム海外展開推進官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の先進的な技術等を活用した社会資本の整備に係る事業活動の支援の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官並びに海外プロジェクト推進課及び国際交通戦略官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

七 國際市場整備推進官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で海外における社会資本の整備に関する事業の展開の促進に関するものであつて二国間に関するものについての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官並びに国際建設産業戦略官、国際交通戦略官、次世代インフラシステム海外展開推進官、国際市場整備推進官、国際事業環境調整官、国際交渉官それぞれ一人、国際交渉官三人、総括国際交渉官及び国際協力官二人を除く。）をつかさどる。

八 國際協力政策調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るものに関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

九 國際協力政策調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るものに関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一〇 國際協力政策調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るものに関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一一 國際協力政策調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るものに関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一二 國際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 國土交通省の所掌に属する国際関係事務（国際協力に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

二 國際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 國土交通省の所掌に属する国際関係事務（国際協力に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

二 國土交通省の所掌に属する国際関係事務（国際協力のための海外における指導、研究及び調査に関するものに属する。）

（国際建設管理官、海外プロジェクト推進官及び国際協力官）

二 國土交通省の所掌に属する国際関係事務で外國為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対外直接投資等（同条第三項に規定する特定取得及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等の取りまとめに属する特定事項に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

三 國際交渉官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 國土交通省の所掌に属する国際関係事務（経済上の連携その他の対外経済関係に関するものに関する事項についての交渉に関すること（国際統括官並びに国際建設産業戦略官及び国際交通戦略官の所掌に属するものを除く。）。

二 國際政策課の所掌に属する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際交通戦略官の所掌に属するものを除く。）。

三 國際建設産業戦略官、国際交通戦略官、次世代インフラシステム海外展開推進官、国際市場整備推進官、国際事業環境調整官、国際交渉官それぞれ一人、国際交渉官三人、総括国際交渉官及び国際協力官二人を置く。

2 それぞれ一人並びに海外プロジェクト推進官及び国際協力官それぞれ二人を置く。

2 国際建設管理官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務（社会資本の整備に関するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。第五項において同じ。）で建設技術及び国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（国際統括官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 海外プロジェクト推進企画調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務（交通に関連するものに限る。）で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4 海外プロジェクト推進官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務（国際統括官及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官の所掌に属するものを除く。）を除く。）を分掌する。

5 國際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

1 国土交通省の所掌に属する国際関係事務（国際協力に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官の所掌に属するものを除く。）を除く。）を分掌する。

2 國際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

3 海外プロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

4 海外プロジェクト推進企画調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（交通に関連するものを除く。）を分掌する。

5 國際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

6 1 情報危機管理官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する情報システムの所掌事務に関する情報の安全の確保に関する総合的な企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（情報危機管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2 政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（行政情報システム効率化推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 國土交通省の所掌事務に係る個人情報の保護に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（個人情報を保護する事務を除く。）をつかさどる。

4 一 國土交通省の所掌事務に関する情報システムに係る情報の安全の確保に関する総合的な企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（情報危機管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

二 國土交通省の所掌事務に関する行政情報システムの効率化推進官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する行政情報システムの効率化推進官の所掌に属する事務（行政情報システム効率化推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

三 國土交通省の所掌事務に係る個人情報の保護に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（個人情報を保護する事務を除く。）をつかさどる。

5 1 行政情報システム効率化推進官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する行政情報システムの効率化推進官の所掌に属する事務（行政情報システム効率化推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2 國土政策企画官及び広域地方計画官は、命を受けて、総合計画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務を分掌する。

3 先端IT企画調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（うち情報化に関する事務のうち、先端的な情報通信の技術の活用に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4 建設経済統計調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

5 一 國土交通省の所掌事務に関する調査及び統計（建設投資及びこれに関連する経済事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関する事務（交通に関連するものを除く。）を除く。）をつかさどる。

二 一 國土交通省の所掌事務に関する調査及び統計（内外の交通事情及び交通に関連する経済事情に関するものに限る。）についての企画及び立案並びに調査すること。

三 二 國土交通省の所掌事務に関する調査及び統計（国内外の交通事情及び交通に関連する経済事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関する事務を除く。）をつかさどる。

6 1 情報危機管理官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する情報システムの所掌事務に関する情報の安全の確保に関する総合的な企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（情報危機管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2 國土政策企画官及び広域地方計画官は、命を受けて、総合計画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務を分掌する。

3 広域地方計画官は、命を受けて、首都圏その他の大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれについて定める広域地方計画（国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第九条第二項に規定する広域地方計画をいう。）の企画及び立案並びに推進に関する事務（地方政策課の所掌に属するものを除く。）を特定事項に関する事務をつかさどる。

4 國土政策企画官は、命を受けて、総合計画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務を分掌する。

7 1 國土政策企画官及び広域地方計画官（国土政策企画官及び広域地方計画官）は、命を受けて、国土政策企画課（国土政策企画課）の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務を分掌する。

2 地域づくり活動推進官は、命を受けて、地方政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務を分掌する。

3 総務課に属する事務（企画官、国土政策企画調整官）は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務を分掌する。

4 地域づくり活動推進官は、命を受けて、地方政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務を分掌する。

5 地域づくり活動推進官は、命を受けて、地方政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務を分掌する。

6 1 國土政策企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務を分掌する。

2 國土政策企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務を分掌する。

7 1 國土政策企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務を分掌する。

2 國土政策企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務を分掌する。

	に街路事業調整官及び街路交通施設安全対策官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
	街路交通施設企画室に、室長を置く。
5	街路事業調整官は、命を受けて、街路の整備に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。
4 3	街路交通施設安全対策官は、命を受けて、都市計画事業その他市街地の整備改善に関する事業による都市高速鉄道その他の交通施設(交通の用に供する部分に限る)及び駐車場の安全の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務(道路局及び物流・自動車局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
5	(水利調整室並びに水政企画官、法務調査官及び河川利用企画調整官)

2	企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。
3	河川企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要な専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
2	河川利用企画調整官
3	河川企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要な専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
2	河川利用企画調整官

2	河川調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。
1	一 河川、水流及び水面(港湾内の水面を除く。)(以下「河川等」という。)の行政監督に関する事務のうち、水利使用に関すること。
2	二 一級河川の利用、保全その他の管理に関する事務のうち、水利使用の許可及び河川法第二十三条の二の登録並びに河川台帳(水利使用に係るものに限る。)の調製及び保管に関すること。
3	三 流域における水利に関する施策のうち、水利の合理化及び水管理の適正化に係るもの(水利使用の許可に関連するものに限る。)の企画及び立案並びに推進に関すること。
4 3	四 水利調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

4 3	一 河川等、水資源の開発又は利用のための施設、砂防設備並びに地すべり防止施設及びばら山崩壊防止施設に関する中長期的な計画の企画及び立案に係る調査に関する事務(国際河川計画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。)
2	二 河川等及び海岸に関する事業に関する基本的な政策の企画及び立案に係る事務のうち、技術基準に係る企画及び立案、調整並びに指導に関する事務。
3	三 河川整備基本方針及び河川整備計画に関する事務。
4 3	四 河川保全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

三 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)第七条第一項に規定する河川管理者事業計画に関すること。	四 河川の流水の状況を改善するための二以上の河川を連絡する施設その他これに類する施設の整備に関すること。
六 地方公共団体等からの委託に基づき、第一号及び第四号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。	五 水資源の開発又は利用のための施設の管理に関すること(治水課の所掌に属するものを除く)。
七 流水管理室に、室長を置く。	八 水防企画室は、水防に関する事務(水政課及び下水道事業課並びに河川保全企画室、水防企画官及び水防調整官の所掌に属するものを除く)をつかさどる。
九 河川等の環境の保全に関する事業に関する企画及び立案、調整並びに掲げる事務をつかさどる。	一 水防企画室は、水防に関する事務(水政課及び下水道事業課の所掌に属するものとく)をつかさどる。
一〇 水防企画官は、命を受けて、水防に関する事務をつかさどる。	二 河川等の環境の保全に関する事業に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。
一一 水防企画室は、命を受けて、水防に関する事務をつかさどる。	三 河川等の環境の保全に関する事業に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。
一二 治水課に、流域減災推進室及び事業監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官それと流域減災推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	四 治水課に、流域減災推進室及び事業監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官それと流域減災推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川の整備、利用、保全その他の管理に関する事務のうち、減災に関する企画及び立案、調査、調整、指導並びに監督に関すること(他に属するものを除く)。	二 河川管理施設等(河川管理施設及び河川法案に掲げる事務に關連する建設工事の設計物をいう)の規格構造に関する事務のうち、減災に関すること(河川環境課の所掌に属するものを除く)。
三 地方公共団体等からの委託に基づき、第一号に掲げる事務に關連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。	三 地方公共団体等からの委託に基づき、第一号に掲げる事務に關連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。
四 流域治水企画官は、命を受けて、流域における治水及び水利に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	四 流域治水企画官は、命を受けて、流域における治水及び水利に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
五 流域治水企画室は、河川の整備及び水資源の開發(以下「河川の整備重要な事業の企画及び立案、調整並びに監督に関するものをつかさどる)。	五 流域治水企画室は、河川の整備及び水資源の開發(以下「河川の整備重要な事業の企画及び立案、調整並びに監督に関するものをつかさどる)。
六 水道計画指導室は、事業監理室に、室長を置く。	六 水道計画指導室は、事業監理室に、室長を置く。

一 水道計画指導室は、事業監理室に、室長を置く。	一 水道計画指導室は、事業監理室に、室長を置く。
二 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。	二 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。
三 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第七章の規定による水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。	三 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第七章の規定による水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。
四 独立行政法人水資源機構の行う業務のうち、独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第二百八十二号)第十二条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項(水道の用に供する施設に係る部分に限る)の業務に關すること。	四 独立行政法人水資源機構の行う業務のうち、独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第二百八十二号)第十二条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項(水道の用に供する施設に係る部分に限る)の業務に關すること。
五 災害対策室は、国土交通省の所掌に係る公共土木施設(港湾、港湾に係る海岸及び公園を除く)に関する公公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に當たる。	五 災害対策室は、国土交通省の所掌に係る公共土木施設(港湾、港湾に係る海岸及び公園を除く)に関する公公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に當たる。

第六十一条の三 水道事業課に、水道計画指導室を置く。	第六十一条の三 水道事業課に、水道計画指導室を置く。
第六十二条の二 水資源政策課に、水源地域対策企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	第六十二条の二 水資源政策課に、水源地域対策企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の施行に関する事務のうち、下水道に係るものに関する事務をつかさどる。	二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の施行に関する事務のうち、下水道に係るものに関する事務をつかさどる。
三 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水排水想定区域に関する事務をつかさどる。	三 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水排水想定区域に関する事務をつかさどる。
四 上下水道事業調整官は、命を受けて、上下水道の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	四 上下水道事業調整官は、命を受けて、上下水道の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
五 災害対策室並びに防災企画官、災害査定官、総括灾害査定官、防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官	五 災害対策室並びに防災企画官、災害査定官、総括灾害査定官、防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官
第六十二条 防災課に、災害対策室並びに防災企画官一人、災害査定官二十九人(うち十八人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)以内、総括灾害査定官及び防災政策調整官それぞれ一人並びに緊急災害対策派遣官八十人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)以内を置く。	第六十二条 防災課に、災害対策室並びに防災企画官一人、災害査定官二十九人(うち十八人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)以内、総括灾害査定官及び防災政策調整官それぞれ一人並びに緊急災害対策派遣官八十人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)以内を置く。

- | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 二
第六十三条 砂防計画課に、地震・火山砂防室並びに砂防計画調整官及び土砂災害防止技術推進官 | 一
一 土砂災害 (地震によるものに限る。) 及び
二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止
五十七号) の規定による緊急調査に関するこ
と。 | 二
一 土砂災害 (地震によるものに限る。) 及び
二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止
五十七号) の規定による緊急調査に関するこ
と。 |
| 4 3
第六十四条 保全課に、土砂災害対策室及び海岸
室並びに総合土砂企画官、土砂・洪水氾濫対策
官及び海洋開発企画官それぞれ一人を置く。 | 5
一 土砂災害 (地震によるものに限る。) 及び
二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止
五十七号) の規定による緊急調査に関するこ
と。 | 4 3
第六十五条 砂防計画課に、地震・火山砂防室
並びに砂防計画調整官及び土砂災害防止技術
推進官 | 4 3
第六十六条 海岸室は、次に掲げる事務をつかさど
る事務のうち技術に関すること。 | 4 3
第六十七条 海岸の整備、利用、保全その他の管理（國
土交通大臣が行う海岸の管理に関する事務の | 二
二 水資源部の所掌事務に係る国際協力に関するこ
と。 |

三 地方公共団体等からの委託に基づき、前号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。
海岸室に、室長を置く。

総合土砂企画官は、命を受けて、砂防工事、地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止工事並びに海岸保全施設に関する工事（港湾に係る海岸において施行されるものを除く。）に係る土砂の管理に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

7 土砂・洪水氾濫対策官は、命を受けて、砂防工事（災害復旧事業の監督及び助成並びに災害復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に係るものと除く。）に関する事務のうち、土砂等（土砂及び樹木をいう。以下この項において同じ。）が流下し河川に堆積することにより、土砂等が流水と一緒にとなって河川外に流出する災害の防止に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

8 海洋開発企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に関連するもの（交通に関するものを除く。）に限る。）に関する事務のうち、海洋開発に関する事業に係る特定事項についての企画及び立案に関する事務をつかさどる。

二 高速道路経営管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の組織及び運営一般に関すること。

二 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高

- 速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の行う業務に関すること（鉄道局及び路政課の所掌に属するものを除く。）。

三 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の組織及び運営一般に関すること。

四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の行う業務（本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）の規定による業務にあっては、同法第十条の規定による交付金の交付に係るものに限る。）に関すること（鉄道局及び路政課の所掌に属するものを除く。）。

高速道路経営管理室に、室長を置く。

企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。

企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要な専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路政策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路局の所掌事務に関する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案に関する事務。

二 道路の整備、利用、保全その他の管理（これらに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。以下「道路の整備等」という。）に関する中長期的な計画に関する特定事項についての企画及び立案に関する事務。

三 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項の規定による道路の整備に関する費用に充てるべき資金の貸付けに関する特定事項に関する事務。

（道路利用調整室並びに企画官及び道路利用調整官）

第六十六条 路政課に、道路利用調整室並びに企画官及び道路利用調整官それぞれ一人を置く。道路利用調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路の行政監督に関する事務で道路の利用に関する事務（道路利用調整官が所掌するものを除く。）。

二 高速自動車国道（國がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに都道府県道及び

び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道の開発道路の利用に関するること（道路利用調整官が所掌するものを除く。）。

三 共同溝整備道路の指定に関すること。

4 3 道路利用調整室に、室長を置く。

5 道路利用調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路の行政監督に関する事務で道路の利用に関する特定事項に関すること。

二 高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道の開発道路の利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務。

（車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに道路交通企画官及び自動走行高度化推進官）

第六十七条 道路交通管理課に、車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに道路交通企画官及び自動走行高度化推進官それぞれ一人を置く。

2 車両通行対策室は、車両の通行の規制に関する事務をつかさどる。

3 車両通行対策室に、室長を置く。

4 高度道路交通システム推進室は、道路交通システムの高度化に関する事務（自動走行高度化推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5 高度道路交通システム推進室に、室長を置く。

6 道路交通企画官は、命を受けて、道路の整備等に関する事務のうち、道路の交通の管理に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

7 自動走行高度化推進官は、命を受けて、道路交通システムの高度化に関する事務のうち、自動走行システムの高度化に関する事務をつかさどる。

(国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び海外道路プロジェクト推進官)		第六十八条 企画課に、国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び海外道路プロジェクト推進官それぞれ一人を置く。	
二 国際室は、道路の規格構造に関する企画及び立案並びに道路に関する調査に関する企画及び立案室に、室長を置く。		3 道路経済調査室は、道路に関する経済調査及びこれに関連する基礎調査に関する事務(国際室、評価室及び海外道路プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	
三 国際室に、室長を置く。		4 道路経済調査室は、道路に関する調査に関する事務(国際室、評価室及び海外道路プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	
四 道路経済調査室は、道路に関する調査に関する事務(国際室、評価室及び海外道路プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。		5 道路評価室は、道路に関する調査に関する事務(国際室、評価室及び海外道路プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	
五 道路評価室は、道路に関する調査に関する事務(国際室、評価室及び海外道路プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。		6 5 道路評価室は、道路に関する調査に関する事務(国際室、評価室及び海外道路プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	
六 5 道路評価室は、道路に関する調査に関する事務(国際室、評価室及び海外道路プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。		7 7 道路評価室は、道路に関する調査に関する事務(国際室、評価室及び海外道路プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	
七 7 道路評価室は、道路に関する調査に関する事務(国際室、評価室及び海外道路プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。		8 8 道路事業調整官は、命を受けて、道路の整備等に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案並びに指導に関する事務をつかさどる。	
八 8 道路事業調整官は、命を受けて、道路の整備等に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案並びに指導に関する事務をつかさどる。		9 9 海外道路プロジェクト推進官は、命を受けた、道路の規格構造に関する企画及び立案並びに道路に関する調査に関する国際関係事務のうち、海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項に関するものをつけさどる。	
第九十九条 削除 (道路メンテナンス企画室及び国際事業調整官)		第六十九条 国道・技術課に、道路メンテナンス企画室及び国際事業調整官一人を置く。	
二 道路メンテナンス企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。		一 地域道路(地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るために道路をいう。)の整備に関する特定事項についての調整、指導及び監督に	
三 地域道路調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。		二 沿道の環境の整備に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。	
四 地域道路調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。		三 地域道路調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	
五 地域道路調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。		四 地域道路調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	
六 地域道路調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。		五 地域道路調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	
七 地域道路調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。		六 地域道路調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	
八 地域道路調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。		七 地域道路調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	
九 地域道路調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。		八 地域道路調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	
第十一条 国道・技術課に、道路メンテナンス企画室及び国際事業調整官一人を置く。		九 地域道路調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	
二 道路メンテナンス企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。		一 豪雪地帯対策特別措置法第十四条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。	
三 道路メンテナンス企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。		二 豪雪地帯対策特別措置法第十四条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。	
四 高速自動車国道(国がその整備を行うものに限る。)及び一般国道の保全(除雪を含む。)に関する事務(災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助成に係ること並びに路政課及び道路管理課の所掌に属するものを除く。)。		三 道路メンテナンス企画室及び有料道路利用調整官及び有料道路事業調整官	
五 高速自動車国道(国がその整備を行うものに限る。)及び一般国道の保全(除雪を含む。)に関する事務(災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助成に係ること並びに路政課及び道路管理課の所掌に属するものを除く。)。		四 高速道路事業調整官及び有料道路利用調整官	
六 民間事業支援調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。		五 住宅活用調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち住宅の活用に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	
第七十二条 高速道路課に、高速道路事業調整官及び有料道路利用調整官		六 住宅活用調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち住宅の活用に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	
第七十三条 住宅戦略官		七 住宅戦略官は、命を受けて、住宅企画基本計画及び立案に関する事務をつかさどる。	
第七十四条 総務課		八 住宅戦略官は、命を受けて、住宅企画基本計画及び立案に関する事務をつかさどる。	
第七十五条 住宅経済・法制課に、住宅金融室を置くこと(都市局及び住宅総合整備課の所掌に属するものを除く。)。		九 住宅戦略官は、命を受けて、住宅企画基本計画及び立案に関する事務をつかさどる。	
第七十六条 住宅総合整備課に、住環境整備室及び公共住宅事業調整官一人を置く。		一 住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。	
第七十七条 住宅生産課に、木造住宅振興室及び住宅ストック活用・リフォーム推進官		二 住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。	

についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

二 高速自動車国道の整備に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

三 有料道路に関する事業に関する事務のうち、整備に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

四 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

五 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

六 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

七 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

八 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

九 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

一 住宅局の所掌事務に関する民間事業者の支援に係る施策の調整に關すること(住宅経済・法制課の所掌に属するものを除く。)。

二 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること。

三 木造住宅振興室及び住宅産業適正化調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官

一 木造住宅振興室及び住宅産業適正化調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官

二 木造住宅振興室及び住宅産業適正化調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官

三 木造住宅振興室及び住宅産業適正化調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官

四 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の規定による勤労者財産形成政策基本方針(勤労者の持家の取得又は改良に並びに調整に関する事務に当たる)の策定に係る部分に限る。の策定に關すること。

五 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の規定による勤労者財産形成政策基本方針(勤労者の持家の取得又は改良に並びに調整に関する事務に当たる)の策定に關すること。

六 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の規定による勤労者財産形成政策基本方針(勤労者の持家の取得又は改良に並びに調整に関する事務に当たる)の策定に關すること。

七 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の規定による勤労者財産形成政策基本方針(勤労者の持家の取得又は改良に並びに調整に関する事務に当たる)の策定に關すること。

八 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の規定による勤労者財産形成政策基本方針(勤労者の持家の取得又は改良に並びに調整に関する事務に当たる)の策定に關すること。

九 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の規定による勤労者財産形成政策基本方針(勤労者の持家の取得又は改良に並びに調整に関する事務に当たる)の策定に關すること。

一 住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。

三 住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。

四 住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。

五 住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。

六 住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。

七 住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。

八 住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。

九 住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 木造住宅振興室及び住宅産業適正化調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官

二 木造住宅振興室及び住宅産業適正化調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官

三 木造住宅振興室及び住宅産業適正化調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官

四 木造住宅振興室及び住宅産業適正化調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官

五 木造住宅振興室及び住宅産業適正化調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官

六 木造住宅振興室及び住宅産業適正化調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官

2	木造住宅振興室は、工場生産住宅に類する住宅の建設及び供給に関する指導及び助成、住宅建設その他建築に関する新工法及び施工技術の指導及び助成並びに建築用資材の需給及び価格の調査に関する事務で木造の住宅その他木造の建築物に関するもの（住宅ストック活用・リフォーム推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
4 3	木造住宅振興室に、室長を置く。 住宅産業適正化調整官は、命を受けて、工場生産住宅その他これに類するものの適正な建設及び供給に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 評価業務等監督調整官は、命を受けて、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）に基づく登録を受けた者が同法に基づき行う業務の適正化に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務をつかさどる。
5	建築物事故調査・防災対策室に、室長を置く。 建築業務適正化推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 建築基準法若しくは建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）又はこれらに基づく命令に基づく国土交通大臣の指定、認証、承認、登録又は免許を受けた者がこれらの法律又は命令に基づき行う業務の適正化に関する調整、指導及び監督に関すること（監督調整官の所掌に属するものを除く。）。
6	建築デジタル推進官は、命を受けて、建築指導課の所掌事務に関するデジタル技術の活用の推進に関する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 二 争訟に関すること。
7	建築デジタル推進官は、命を受けて、建築指導課の所掌事務に関するデジタル技術の活用の推進に関する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 三 防災街区整備事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する限り）。 （昇降機等事故対策官の所掌に属するものを除く。）
8	建築安全調査室及び建築物事故調査・防災対策室並びに建築業務適正化推進官、建築デジタル推進官、昇降機等事故対策官は、命を受けて、昇降機に関する事務（参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 （建築安全調査室及び建築物事故調査・防災対策室並びに建築業務適正化推進官、建築デジタル推進官、昇降機等事故対策官及び監督調整官それぞれ一人を置く。）
9	監督調整官は、命を受けて、建築基準法若しくは建築士法又はこれらに基づく命令に基づく国土交通大臣の指定、認証、承認、登録又は免許を受けた者がこれらの法律又は命令に基づく行う業務の適正化に関する企画及び立案並びに調整に関する事務で特定事項に関するものをつかさどる。
2	建築環境推進官は、命を受けて、参事官のつとめを置く。 建築環境推進官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。 一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。 二 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること。
3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関すること。
4	危機管理室は、鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）に関する危機管理に関する事務をつかさどる。
5	貨物鐵道政策室は、鉄道局の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案並びに推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
6	貨物鐵道政策室に、室長を置く。
7	貨物鐵道政策室に、室長を置く。
8	脱炭素化推進官は、鉄道局の所掌事務に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に係る基本的な政策の企画及び立案に関する事務（国際課及び技術企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
9	輸送障害対策推進官は、鉄道等による輸送に障害を生じた場合における鉄道等の利用者の安全及び利便の確保に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
2	都心共同住宅供給事業（共同住宅の管理又は譲渡に関する事業及びこれらに附帯する事業を除く。）その他市街地における土地の合理的な高度利用に関する事業（中心市街地共
3	同住宅供給事業を除く。）による住宅（その附帯施設を含む。）の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備に関すること及び都市局の所掌に属するものを除く。）
4	危機管理室に、室長を置く。
5	「鉄道等」という。）に関する危機管理に関する事務をつかさどる。
6	危機管理室に、室長を置く。
7	危機管理室は、鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）に関する危機管理に関する事務をつかさどる。
8	危機管理室に、室長を置く。
9	危機管理室に、室長を置く。
2	密集中市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する建築物の建替計画及び景観建築企画官一人を置く。
3	都心共同住宅供給事業（共同住宅の管理又は譲渡による事業及びこれらに附帯する事業を除く。）その他市街地における土地の合理的な高度利用に関する事業（中心市街地共
2	一 建築基準法に基づく国土交通大臣の指定、認証又は承認を受けた者が同法に基づき行う業務の技術的検査に関すること。 二 建築安全調査室に、室長を置く。
3	一 建築基準法に基づく国土交通大臣の指定、認証又は承認を受けた者が同法に基づき行う業務の技術的検査に関する事故その他の建築物に関する事務をつかさどる。
4	一 建築基準法に基づく国土交通大臣の指定、認証又は承認を受けた者が同法に基づき行う業務の技術的検査に関する事故その他の建築物に関する事故の調査及び再発防止対策に関する事務をつかさどる。
5	一 密集中市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する建築物の建替計画及び景観建築企画官一人を置く。
6	一 都心共同住宅供給事業（共同住宅の管理又は譲渡による事業及びこれらに附帯する事業を除く。）その他市街地における土地の合理的な高度利用に関する事業（中心市街地共
7	一 都心共同住宅供給事業（共同住宅の管理又は譲渡による事業及びこれらに附帯する事業を除く。）その他市街地における土地の合理的な高度利用に関する法律に規定する建築物の建替計画及び景観建築企画官一人を置く。
8	一 都心共同住宅供給事業（共同住宅の管理又は譲渡による事業及びこれらに附帯する事業を除く。）その他市街地における土地の合理的な高度利用に関する法律に規定する建築物の建替計画及び景観建築企画官一人を置く。
9	一 都心共同住宅供給事業（共同住宅の管理又は譲渡による事業及びこれらに附帯する事業を除く。）その他市街地における土地の合理的な高度利用に関する法律に規定する建築物の建替計画及び景観建築企画官一人を置く。
2	一 鉄道局の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関する事務（他課並びに危機管理室及び貨物鐵道政策室並びに輸送障害対策推進官それぞれ一人を置く。）。
3	一 鉄道局の所掌に属する事業に関する税制に関する調整に関する事。

基準に關すること（審査・リコール課及び自動車整備課の所掌に屬するものを除く。）	二 道路運送車両の使用に關する事務のうち環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）に係る技術上の基準に關すること。
三 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の改善に係る技術上の基準に關すること。	一 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の環境基準室に室長を置く。
四 3 環境業務室は、物流・自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に關する事務（物流政策課及び技術・環境政策課の所掌に屬するものを除く。）をつかさどる。	二 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の環境基準室に室長を置く。
五 6 国際業務室に、室長を置く。	三 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の環境基準室に室長を置く。
六 5 自動車基準協定調整官は、車両等の技術規則に係る国際協定に關する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。（リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーバー情報企画調整官）	四 3 国際業務室は、物流・自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に關する事務（物流政策課及び技術・環境政策課の所掌に屬するものを除く。）をつかさどる。
七 9 リコール業務指導官は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務のうち、道路運送車両法第五十七条の二に規定する自動車製作者等又は同法第六十三条の二第二項に規定する装置製作者等が行う改善措置の実施体制の整備に関する指導及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。	五 4 完成検査業務適正化対策官は、道路運送車両の乗組員の適正化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
八 8 完成検査業務適正化対策官は、道路運送車両法第七十五条第四項の検査に係る業務の適正化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。	六 5 国際業務室に、室長を置く。
九 10 ユーザー情報企画調整官は、物流・自動車局の所掌事務に關する道路運送車両の使用者の利益の保護に係る情報提供に関する重要な事項についての企画及び立案に関する事務（道路運送車両及び道路運送車両の装置の安全性の評価に係るもの）をつかさどる。（点検整備推進対策官、整備事業指導官、人材政策企画官及び電子装置整備推進官）	七 6 リコール監理室は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務（不具合情報調査推進室及びリコール業務指導官の所掌に屬するものを除く。）をつかさどる。
十 2 第九十四条 自動車整備の過	八 4 不具合情報調査推進室は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務（不具合情報調査推進室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーバー情報企画調整官それぞれ一人を置く。）をつかさどる。
十一 2 第九十五条 総務課に、企画室、モーターボート競走監督室、業務監督室及び国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官八人を置く。	九 3 リコール監理室に、室長を置く。
十二 11 第九十六条 安全政策課に、危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務を置く。	十 5 人材政策企画官は、自動車整備事業における人材の確保及び育成に關する政策の企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどる。
十三 10 第九十七条 海事思想の普及及び宣伝に關すること。	十一 4 二 自動車整備事業の近代化に關すること。
十四 9 モーターボート競走監督室に、室長を置く。	十二 5 二 自動車整備事業の近代化に關すること。
十五 8 業務監理室は、船舶の航行の安全の確保、船員の適正な労働環境の確保及び海事局の所掌事務に關する環境の保全に關する事務の運営の指導及び改善に關する事務をつかさどる。	十三 4 人材政策企画官は、自動車整備事業における人材の確保及び育成に關する政策の企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡
十六 7 モーターボート競走監督室に、室長を置く。	十四 5 二 自動車整備事業の近代化に關すること。
十七 6 業務監理室は、船舶の航行の安全の確保、船員の適正な労働環境の確保及び海事局の所掌事務に關する環境の保全に關する事務の運営の指導及び改善に關する事務をつかさどる。	十五 4 人材政策企画官は、自動車整備事業における人材の確保及び育成に關する政策の企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどる。
十八 5 海事思想の普及及び宣伝に關すること。	十六 3 二 自動車整備事業の適正化に關すること。
十九 4 海洋教育・海事振興企画室に、室長を置く。	十七 2 二 自動車整備事業の適正化に關すること。
二十 3 モーターボート競走監督室は、モーターボー	十八 1 二 海事代理士に關すること。

労務監理官二人並びに油濁保障対策官一人を置く。

2 危機管理室は、海事局の所掌に係る危機管理に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

4 3 安全監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関する事務。

二 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関する事務。

三 船員労務官の行う事務の監察に関する事務。

四 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第六号に規定する調査に対する援助に関する事務。

5 安全監理室に、室長を置く。

6 5 船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する監査及び指導その他船舶運航事業に関する輸送の安全の確保に関する監督に関する事務を許可及び認可に係る安全上の審査に関する事務。

二 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関する事務。

三 船員労務官の行う事務の監察に関する事務。

四 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第六号に規定する調査に対する援助に関する事務。

5 船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準及び貯蔵に関する制度に関する企画及び立案に関する事務。

6 5 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関する事務。

二 船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関する事務。

三 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する制度に関する企画及び立案に関する事務。

四 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関する事務。

二 船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関する事務。

一 船舶安全基準室に、室長を置く。

8 7 自動運航戦略官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自動運航船（その運航を遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うこと）により行うことができる船舶をいう。以下この項において同じ。）の航行の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。

二 自動運航船の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関する事務。

三 自動運航船の安全に関する検査制度の企画及び立案に関する事務。

二 自動運航船に係る国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務。

4 3 技術企画室に、室長を置く。

一 海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務（脱炭素化推進官及び内航海運技術革新推進官の所掌に属するもの除外）。

二 船舶に関する原子力の利用に関する事務。

三 技術企画室に、室長を置く。

9 首席運航労務監理官は、命を受けて、次に掲げる事務を行い、及び当該事務を統括する。

一 旅客定期航路事業（对外旅客定期航路事業を除く。）及び旅客不定期航路事業に関する輸送の安全の確保に関する監督に関する事務。

二 船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する監査及び指導その他船舶運航事業に関する輸送の安全の確保に関する監督に関する事務。

三 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関する事務。

四 船舶の運航の安全の確保に関する監査に関する事務。

五 安全監理室に、室長を置く。

6 5 第九十七条 海洋・環境政策課に、環境涉外室及び技術企画室並びに海洋開発企画室並びに環境政策推進官、脱炭素化推進官、シップ・リサイクル対策調整官及び内航海運技術革新推進官（環境涉外室及び技術企画室並びに海洋開発企画室並びに内航海運技術革新推進官、シップ・リサイクル対策調整官及び内航海運技術革新推進官）

10 次席運航労務監理官は、首席運航労務監理官を助け、首席運航労務監理官の所掌に属する事務を整理する。

11 油濁保障対策官は、タンカー油濁損害、一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害の賠償を保障する制度に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整、国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

8 脱炭素化推進官は、命を受けて、船舶の航行に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に関する総合的な政策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（環境涉外室並びに脱炭素化推進官の所掌に属するものを除外。）をつかさどる。

9 シップ・リサイクル対策調整官は、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保に関する環境の保全に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

10 内航海運技術革新推進官は、内航海運に関する技術革新の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

9 資源化解体の適正な実施の確保に関する環境の保全に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

10 内航海運技術革新推進官並びに内航海運に關する技術革新の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

7 第九十八条 船員政策課に、労働環境対策室及び雇用対策室並びに国際業務調整官、労働環境技術活用推進官及び産業保健企画官それぞれ一人を置く。

2 労働環境対策室は、次に掲げる事務（国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船員手帳に関する事務（安全政策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

二 船員災害防止協会の行う業務に関する事務。

3 環境涉外室は、海洋・環境政策課の所掌に係る環境の保全に関する国際協定並びに国際機関及び外國の関係者との連絡調整に関する事務。

4 3 第九十九条 外航課に、海運涉外室並びに企画調整官、国際海上輸送企画官、外航海運事業調整官及び海賊対策調整官それ一人を置く。

2 海運涉外室は、海運に関する国際協定及び外航に関する外國の行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

1 企画調整官は、命を受けて、外航課の所掌並びに調整に関する事務をつかさどる。

2 海運涉外室に、室長を置く。

3 国際海上輸送企画官は、命を受けて、国際海上輸送の発達、改善及び調整に関する重要な事項についての企画及び立案に関する事務（外航海運事業調整官及び海賊対策調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4 3 第一百条 外航海運事業調整官は、外航に係る船舶運航事業の経営の改善及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5 海賊対策調整官は、外航課の所掌に係る海賊行為（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為及び海洋法に関する国際連合条約第一百一条に規定する海賊行為（船舶に対するものに限る。））をつかさどる。

6 6 二 海賊対策調整官は、外航課の所掌に係る海賊行為（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為及び海洋法に関する国際連合条約第一百一条に規定する海賊行為（船舶に対するものに限る。））をつかさどる。

7 7 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

の他の外國の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

7 労働環境技術活用推進官は、新技術を利用した船員の労働環境の改善に関する事務をつかさどる。

8 産業保健企画官は、命を受けて、船員の健康の保持増進に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

9 海運涉外室並びに企画調整官、国際海上輸送企画官、外航海運事業調整官及び海賊対策調整官（海運涉外室並びに企画調整官、国際海上輸送企画官及び海賊対策調整官）

7 企画調整官は、命を受けて、外航課の所掌並びに調整に関する事務をつかさどる。

2 海運涉外室に、室長を置く。

3 海運涉外室に、室長を置く。

4 3 第一百一十条 外航課に、海運涉外室並びに企画調整官、国際海上輸送企画官、外航海運事業調整官及び海賊対策調整官それ一人を置く。

2 海運涉外室は、海運に関する国際協定及び外航に関する外國の行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

1 企画調整官は、命を受けて、外航課の所掌並びに調整に関する事務をつかさどる。

2 海運涉外室に、室長を置く。

3 国際海上輸送企画官は、命を受けて、国際海上輸送の発達、改善及び調整に関する重要な事項についての企画及び立案に関する事務（外航海運事業調整官及び海賊対策調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4 3 第一百一十一条 外航海運事業調整官は、外航に係る船舶運航事業の経営の改善及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5 海賊対策調整官は、外航課の所掌に係る海賊行為（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為及び海洋法に関する国際連合条約第一百一条に規定する海賊行為（船舶に対するものに限る。））をつかさどる。

6 6 二 海賊対策調整官は、外航課の所掌に係る海賊行為（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為及び海洋法に関する国際連合条約第一百一条に規定する海賊行為（船舶に対するものに限る。））をつかさどる。

7 7 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

8 8 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9 9 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

10 10 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

11 11 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

12 12 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

13 13 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

14 14 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

15 15 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

16 16 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

17 17 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

18 18 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

19 19 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

20 20 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

21 21 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

22 22 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

23 23 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

24 24 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

25 25 二 船舶の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（旅客航路活性化推進室並びに企画調整官、離島航路経営改善対策官及び内航海運効率化対策官）	第一百条 内航課に、旅客航路活性化推進室並びに企画調整官、離島航路経営改善対策官及び内航海運効率化対策官それぞれ一人を置く。
二 船舶運航事業（旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送に関する事務をつかさどる。）	一 船舶運航事業（旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送に関する事務をつかさどる。）
三 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の施行に関する事務（道路局及び船員政策課の所掌に属するものを除く。）	二 一般旅客定期航路事業者が行う共同經營に関する協定の認可に関する事務。
四 企画調整官は、命を受けて、内航課の所掌に属する重要な事項についての企画及び立案並びに調整する事務をつかさどる。	三 企画調整官は、命を受けて、内航課の所掌に属する重要な事項についての企画及び立案並びに調整する事務をつかさどる。
五 離島航路事業者の経営の改善に関する企画及び立案並びに指導に関する事務をつかさどる。	四 旅客航路活性化推進室に、室長を置く。
六 内航運効率化対策官は、内航運送の効率化に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。（国際業務室及び舟艇室並びに船舶産業基盤整備推進官、人材政策企画官、船舶産業技術活用推進官及び船舶流通推進官）	五 企画調整官は、命を受けて、内航運送の効率化に関する企画及び立案並びに調整する事務をつかさどる。
第七百一条 船舶産業課に、国際業務室及び舟艇室並びに船舶産業基盤整備推進官、人材政策企画官、船舶産業技術活用推進官及び船舶流通推進官それぞれ一人を置く。	六 企画調整官は、命を受けて、内航運送の効率化に関する企画及び立案並びに調整する事務をつかさどる。
二 国際業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。造船に関する国際機関及び外国の行政機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。（総務課の所掌に属するものを除く。）	七 企画調整官は、命を受けて、内航運送の効率化に関する企画及び立案並びに調整する事務をつかさどる。
三 造船に係る国際協力に関する事務をつかさどる。造船の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する企画及び立案に関する事務。	八 船舶運航事業（旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送に関する事務をつかさどる。）

二 舟艇の製造及び修繕に関する技術に関する試験、研究及び開発並びにこれらの助成並びにその成果の普及に関する事務。	二 舟艇室に、室長を置く。
三 前二号に掲げる事項についての関係行政機関との他の関係者との連絡調整に関する事務。	三 前二号に掲げる事項についての関係行政機関との他の関係者との連絡調整に関する事務。
四 船舶産業基盤整備推進官は、船舶、船舶用機関又は船舶用品の製造、改造、整備又は販売の事業を営む者の合併又は当該事業の協業の推進による産業基盤の整備に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）。	四 船舶産業基盤整備推進官は、船舶、船舶用機関又は船舶用品の製造、改造、整備又は販売の事業を営む者の合併又は当該事業の協業の推進による産業基盤の整備に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）。
五 船舶検査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。	五 船舶検査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
六 一次に掲げる事項の執行に関する事務。	六 一次に掲げる事項の執行に関する事務。

二 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査。	二 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査。
三 船級協会の行う船舶の検査及び船舶保安規程の審査の事務の審査に関する事務。	三 船級協会の行う船舶の検査及び船舶保安規程の審査の事務の審査に関する事務。
四 水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収及び立入検査に関する事務（船舶の施設に関するものに限る。）。	四 水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収及び立入検査に関する事務（船舶の施設に関するものに限る。）。
第五百三条 検査測度課に、危険物輸送対策室及び船級協会業務調整官一人及び船舶検査官四人及び船級協会業務調整官一人を置く。	五 港湾管理高度化指導官及び調整官（職員管理室並びに事業調整官、港湾管理高度化指導官及び調整官）
二 危険物輸送対策室は、船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務（安全管理課及び検査監督・登録測度室並びに船舶検査官四人及び船級協会業務調整官一人を置く。）。	六 水先業務調整官は、水先業務に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

三 第百四条から第七百七条まで 削除	三 第百四条から第七百七条まで 削除
一 小型船舶検査機構その他の法人の行う船舶の安全の確保に関する検査及び検定並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する検査（港湾政策課及び港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官及び港湾情報化企画調整官）	四 海技企画官は、船舶職員の資格に必要な技能及び水先人の資格に必要な技能の開発に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。
二 船舶の航行の安全の確保に関する検査及び検定並びに船舶検査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。（安全政策課及び港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官及び港湾情報化企画調整官）	五 小型船舶対策官は、小型船舶操縦士の免許及び小型船舶操縦者の遵守事項に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
三 船員教育室並びに海技企画官、小型船舶対策官及び水先業務調整官	六 水先業務調整官は、水先業務に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
四 船員教育室に、室長を置く。	七 第百九条 刪除

2 港湾物流戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 港湾の利用に関する事務のうち、国際海上コンテナ運送に係る国際競争力の強化に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に關係（計画課及び技術企画課並びに特定港湾運営会社指導官の所掌に属するものを除く。）
 二 民間の能力を活用した港湾の運営に関する事務で重要な事項に関する事項（特定港湾運営会社指導官の所掌に属するものを除く。）
 三 港湾物流戦略室は、命を受けて、港湾経済課の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
 四 港湾物流戦略室は、命を受けて、港湾運営事業の高度化に関する企画及び立案並びに指導に関する事務をつかさどる。
 五 港湾高度化対策官は、港湾運送事業の高度化に関する企画及び立案並びに指導に関する事務をつかさどる。
 六 港湾運送サービス活性化対策官は、港湾運送に関するサービスの活性化に関する企画及び立案に係る事務をつかさどる。
 七 港湾利用調整官は、港湾の利用に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者の連絡調整に関する事務（産業港湾課及び海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）
 八 特定港湾運営会社指導官は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 港湾の利用に関する事務のうち、特定港湾運営会社（港湾法（昭和二十五年法律第二百四十三条の二十六第一項に規定する特定港湾運営会社をいう。次号において同じ。）が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化に関する企画及び立案、指導並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
 二 民間の能力を活用した港湾の運営に関する事務で重要な事項に関する事務（特定港湾運営会社に関する事務をつかさどる。）
 三 港湾情報化企画調整官は、港湾、航路及び港湾に係る海岸（以下「港湾等」という。）の整備、利用及び保全に関する情報化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
 四 港湾に計画企画官、港湾計画審査官、事業企画官及び港湾インフラ連携調整官

第一百一条 計画課に、企画室並びに計画企画官、港湾計画審査官、事業企画官及び港湾インフラ連携調整官それぞれ一人を置く。

2 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 港湾の整備、利用及び保全並びに航路の整備及び保全に関する計画に関する重要な事項についての企画及び立案に関する事項（他課の所掌に属するものを除く。）
 二 港湾及び航路に関する基礎的な調査に関する事務をつかさどる。
 三 港湾計画企画官は、命を受けて、計画課の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案に關する事務をつかさどる。
 四 港湾計画審査官は、港湾法第三条の三第一項に規定する港湾計画の審査に関する事務をつかさどる。
 五 港湾計画審査官は、港湾法第三条の三第一項に規定する港湾計画の審査に関する事務をつかさどる。
 六 企画室に、室長を置く。
 七 港湾及び航路の整備及び保全に関する事業の効率的かつ効果的な実施及びその決定過程の透明化に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。
 八 企画室に、室長を置く。

2 港湾インフラ連携調整官は、命を受けて、港湾及び航路の整備及び保全に関する事業の事業計画に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
 3 港湾インフラ連携調整官は、命を受けて、港湾の利用に関する事務のうち、港湾における産業の国際競争力の強化に係る新エネルギーの活用に関する事務のうち、港湾における産業の国際競争力の強化に係る新エネルギーの活用の推進に関する重要な事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
 4 国際調整官は、命を受けて、港湾局の所掌事務に係る国際協力に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
 5 首席国際調整官は、国際調整官の所掌に属する事務を統括する。
 6 新エネルギー活用推進官は、命を受けて、港湾の利用に関する事務のうち、港湾における産業の国際競争力の強化に係る新エネルギーの活用の推進に関する重要な事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

2 港湾の整備及び利用並びに航路の整備に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらとの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関する事務をつかさどる。
 3 港湾の施設に関する技術上の基準のうち維持に関する事務（海洋・環境課及び技術企画調整官の所掌に属するものを除く。）
 4 港湾保全政策室に、室長を置く。
 5 技術監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 6 国際企画室は、港湾局の所掌事務に係る国際機関との連絡及び国際協力に関する事務（クルーズ振興室及び国際調整官の所掌に属するものを除く。）
 7 新エネルギー活用推進官は、命を受けて、港湾の利用に関する事務のうち、港湾における産業の国際競争力の強化に係る新エネルギーの活用の推進に関する重要な事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
 8 国際調整官は、命を受けて、港湾局の所掌事務に係る国際協力に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
 9 首席国際調整官は、国際調整官の所掌に属する事務を統括する。
 10 技術監理室に、室長を置く。

2 港湾工事安全推進官は、命を受けて、技術企画課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3 港湾工事安全推進官は、命を受けて、港湾等の整備及び保全に関する工事並びに国が行う海

洋の汚染の防除に関する業務に係る工事の実施の安全の確保に関する企画及び立案、指導、監督並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務を分掌する。

4 港湾工事安全推進官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席港湾工事安全推進官とする。

10	品質確保企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。
1	一 港湾等の整備及び保全に関する工事並びに国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に係る工事の品質確保に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。
2	二 港湾等の整備及び保全に関する工事に係る入札及び契約に関する事務の運営の指導及び改善に関する事（海洋・環境課及び海岸・建設企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
3	一 港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する重要な事項についての企画及び立案に関する事（海洋・環境課及び海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。
4	二 港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の立案並びに港湾保全政策室、港湾工事安全推進官、品質確保企画官及び港湾工事高度化指導官の所掌に属するものを除く。）。
5	三 前二号に掲げる事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事。
6	四 港湾工事高度化指導官は、港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事務の積算基準及び施工基準に関する事（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。
7	五 前二号に掲げる事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事。
8	六 港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。
9	七 港湾工事高度化指導官は、港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事務の積算基準及び施工基準に関する事（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。
10	八 港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。
11	九 港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の立案並びに港湾保全政策室、港湾工事安全推進官、品質確保企画官及び港湾工事高度化指導官の所掌に属するものを除く。）。
12	一 港湾（特定離島港湾施設をいう。以下同じ。）の陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設を除く。以下同じ。）の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事（工事の実施の安全の確保に関する事（工事を除く。）。
13	二 港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事務のうち工事の実施に関する事項に関する事（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。
14	三 技術基準調整官は、命を受けて、港湾の施設に関する技術上の基準に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

1	一 港湾に係る事務で海洋に関する基本的な計画に関するものに関する事。
2	二 レクリエーション港湾の整備及び保全に関する事業の事業計画に関する事（海岸・防災課及び港湾環境政策室の所掌に属するものを除く。）。
3	三 レクリエーション港湾の整備及び保全に関する事業の事業計画に関する事（海岸・防災課及び港湾環境政策室の所掌に属するものを除く。）。
4	四 港湾内の低潮線保全区域における低潮線の保全に関する事。
5	五 特定離島港湾施設（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設を除く。以下同じ。）の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事（工事の実施の安全の確保に関する事（工事を除く。）。
6	一 港湾環境政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
7	二 港湾（特定離島港湾施設を除く。以下同じ。）の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する計画（廃棄物処理施設及び排出ガス処理施設に関するものを含む。）に関する重要な事項についての企画及び立案、推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事。
8	三 港湾等の工事に伴い発生する土砂、汚泥その他の不要物の有効な利用の確保に関する重要な事項についての企画及び立案、推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事。
9	四 港湾の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれら助成並びに技術の指導及び成績による事務をつかさどる。
10	五 海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務で国土交通省の所掌に属するものをつかさどる。
11	六 海洋利用開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

1	一 海洋利用調査センターは、東京都に置く。
2	二 海洋利用調査センターに、所長を置く。
3	三 海洋利用調査センターに、所長を置く。
4	四 海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務で国土交通省の所掌に属するものをつかさどる。
5	五 海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務を置く。
6	六 海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務を置く。
7	七 海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務を置く。
8	八 海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務を置く。
9	九 海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務を置く。
10	一 海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務を置く。
11	二 海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務を置く。
12	三 海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務を置く。
13	四 海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務を置く。
14	五 海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務を置く。

1	一 第百五十五条 海岸・防災課に、災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官及び広域連携推進官、灾害査定官十六人（うち十三人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）以内並びに港湾保安管理官。
2	二 灾害対策室は、港湾等（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。以下同じ。）の地盤変動及び鉱害を含む。以下この条において同じ。）の保全に充てられるものとす。この条において同じ。）の防止及び復旧に関する事務（工事に係る補償、工事の実施の安全の確保及び工事の検査に関する事と並びに津波対策企画調整官、広域連携推進官及び灾害査定官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3	三 灾害対策室に、室長を置く。
4	四 危機管理室は、港湾等に関する危機管理に関する事務（災害対策室並びに津波対策企画調整官及び港湾保安管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
5	五 危機管理室に、室長を置く。
6	一 津波対策企画調整官は、命を受けて、港湾等の他の関係者との連絡調整に関する事。
7	二 広域連携推進官は、命を受けて、港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
8	三 災害査定官は、港湾等に関する災害復旧事業及び灾害関連事業の事業費の決定のための実地調査の執行に関する事務を分掌する。
9	四 災害査定官のうちから国土交通大臣が指名する者を総括灾害査定官とする。
10	五 災害査定官は、災害査定官の所掌に属する事務を統括する。
11	六 港湾保安管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
12	七 港湾の保安の確保に関する評価及び監査並びにこれらに基づく指導に関する事。
13	八 港湾環境政策室並びに海洋利用開発室及び港湾環境政策室に、室長を置く。
14	九 海洋利用開発室並びに海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務を置く。
15	一 第百六十六条 削除
16	二 第百六十七条 総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、航空イノベーション推進官、適正業務企画調整官及び危機管理調整官。
17	三 第百六十八条 総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び航空イノベーション推進官、適正業務企画調整官及び危機管理調整官。
18	四 第百六十九条 削除
19	五 第百七十一条 総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、航空イノベーション推進官及び危機管理調整官。
20	六 第百七十二条 総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、航空イノベーション推進官及び危機管理調整官。
21	七 第百七十三条 総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、航空イノベーション推進官及び危機管理調整官。
22	八 第百七十四条 総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、航空イノベーション推進官及び危機管理調整官。
23	九 第百七十五条 総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、航空イノベーション推進官及び危機管理調整官。
24	一 第百七十六条 削除
25	二 第百七十七条 総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、航空イノベーション推進官及び危機管理調整官。
26	三 第百七十八条 削除
27	四 第百七十九条 削除
28	五 第百八十一条 総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、航空イノベーション推進官及び危機管理調整官。
29	六 第百八十二条 削除
30	七 第百八十三条 削除
31	八 第百八十四条 削除
32	九 第百八十五条 削除
33	一 第百八十六条 削除
34	二 第百八十七条 削除
35	三 第百八十八条 削除
36	四 第百八十九条 削除
37	五 第百九十一条 削除
38	六 第百九十二条 削除
39	七 第百九十三条 削除
40	八 第百九十四条 削除
41	九 第百九十五条 削除
42	一 第百九十六条 削除
43	二 第百九十七条 削除
44	三 第百九十八条 削除
45	四 第百九十九条 削除
46	五 第百二十条 削除
47	六 第百二十一条 削除
48	七 第百二十二条 削除
49	八 第百二十三条 削除
50	九 第百二十四条 削除
51	一 第百二十五条 削除
52	二 第百二十六条 削除
53	三 第百二十七条 削除
54	四 第百二十八条 削除
55	五 第百二十九条 削除
56	六 第百三十条 削除
57	七 第百三十一条 削除
58	八 第百三十二条 削除
59	九 第百三十三条 削除
60	一 第百三十四条 削除
61	二 第百三十五条 削除
62	三 第百三十六条 削除
63	四 第百三十七条 削除
64	五 第百三十八条 削除
65	六 第百三十九条 削除
66	七 第百四十条 削除
67	八 第百四十一条 削除
68	九 第百四十二条 削除
69	一 第百四十三条 削除
70	二 第百四十四条 削除
71	三 第百四十五条 削除
72	四 第百四十六条 削除
73	五 第百四十七条 削除
74	六 第百四十八条 削除
75	七 第百四十九条 削除
76	八 第百五十条 削除
77	九 第百五十一条 削除
78	一 第百五十二条 削除
79	二 第百五十三条 削除
80	三 第百五十四条 削除
81	四 第百五十五条 削除
82	五 第百五十六条 削除
83	六 第百五十七条 削除
84	七 第百五十八条 削除
85	八 第百五十九条 削除
86	九 第百六十条 削除
87	一 第百六十一条 削除
88	二 第百六十二条 削除
89	三 第百六十三条 削除
90	四 第百六十四条 削除
91	五 第百六十五条 削除
92	六 第百六十六条 削除
93	七 第百六十七条 削除
94	八 第百六十八条 削除
95	九 第百六十九条 削除
96	一 第百七十条 削除
97	二 第百七十一条 削除
98	三 第百七十二条 削除
99	四 第百七十三条 削除
100	五 第百七十四条 削除
101	六 第百七十五条 削除
102	七 第百七十六条 削除
103	八 第百七十七条 削除
104	九 第百七十八条 削除
105	一 第百七十九条 削除
106	二 第百八十条 削除
107	三 第百八十一条 削除
108	四 第百八十二条 削除
109	五 第百八十三条 削除
110	六 第百八十四条 削除
111	七 第百八十五条 削除
112	八 第百八十六条 削除
113	九 第百八十七条 削除
114	一 第百八十八条 削除
115	二 第百八十九条 削除
116	三 第百九十一条 削除
117	四 第百九十二条 削除
118	五 第百九十三条 削除
119	六 第百九十四条 削除
120	七 第百九十五条 削除
121	八 第百九十六条 削除
122	九 第百九十七条 削除
123	一 第百九十八条 削除
124	二 第百九十九条 削除
125	三 第百三十条 削除
126	四 第百三十一条 削除
127	五 第百三十一条 削除
128	六 第百三十一条 削除
129	七 第百三十一条 削除
130	八 第百三十一条 削除
131	九 第百三十一条 削除
132	一 第百三十一条 削除
133	二 第百三十一条 削除
134	三 第百三十一条 削除
135	四 第百三十一条 削除
136	五 第百三十一条 削除
137	六 第百三十一条 削除
138	七 第百三十一条 削除
139	八 第百三十一条 削除
140	九 第百三十一条 削除
141	一 第百三十一条 削除
142	二 第百三十一条 削除
143	三 第百三十一条 削除
144	四 第百三十一条 削除
145	五 第百三十一条 削除
146	六 第百三十一条 削除
147	七 第百三十一条 削除
148	八 第百三十一条 削除
149	九 第百三十一条 削除
150	一 第百三十一条 削除
151	二 第百三十一条 削除
152	三 第百三十一条 削除
153	四 第百三十一条 削除
154	五 第百三十一条 削除
155	六 第百三十一条 削除
156	七 第百三十一条 削除
157	八 第百三十一条 削除
158	九 第百三十一条 削除
159	一 第百三十一条 削除
160	二 第百三十一条 削除
161	三 第百三十一条 削除
162	四 第百三十一条 削除
163	五 第百三十一条 削除
164	六 第百三十一条 削除
165	七 第百三十一条 削除
166	八 第百三十一条 削除
167	九 第百三十一条 削除
168	一 第百三十一条 削除
169	二 第百三十一条 削除
170	三 第百三十一条 削除
171	四 第百三十一条 削除
172	五 第百三十一条 削除
173	六 第百三十一条 削除
174	七 第百三十一条 削除
175	八 第百三十一条 削除
176	九 第百三十一条 削除
177	一 第百三十一条 削除
178	二 第百三十一条 削除
179	三 第百三十一条 削除
180	四 第百三十一条 削除
181	五 第百三十一条 削除
182	六 第百三十一条 削除
183	七 第百三十一条 削除
184	八 第百三十一条 削除
185	九 第百三十一条 削除
186	一 第百三十一条 削除
187	二 第百三十一条 削除
188	三 第百三十一条 削除
189	四 第百三十一条 削除
190	五 第百三十一条 削除
191	六 第百三十一条 削除
192	七 第百三十一条 削除
193	八 第百三十一条 削除
194	九 第百三十一条 削除
195	一 第百三十一条 削除
196	二 第百三十一条 削除
197	三 第百三十一条 削除
198	四 第百三十一条 削除
199	五 第百三十一条 削除
200	六 第百三十一条 削除
201	七 第百三十一条 削除
202	八 第百三十一条 削除
203	九 第百三十一条 削除
204	一 第百三十一条 削除
205	二 第百三十一条 削除
206	三 第百三十一条 削除
207	四 第百三十一条 削除
208	五 第百三十一条 削除
209	六 第百三十一条 削除
210	七 第百三十一条 削除
211	八 第百三十一条 削除
212	九 第百三十一条 削除
213	一 第百三十一条 削除
214	二 第百三十一条 削除
215	三 第百三十一条 削除
216	四 第百三十一条 削除
217	五 第百三十一条 削除
218	六 第百三十一条 削除
219	七 第百三十一条 削除
220	八 第百三十一条 削除
221	九 第百三十一条 削除
222	一 第百三十一条 削除
223	二 第百三十一条 削除
224	三 第百三十一条 削除
225	四 第百三十一条 削除
226	五 第百三十一条 削除
227	六 第百三十一条 削除
228	七 第百三十一条 削除
229	八 第百三十一条 削除
230	九 第百三十一条 削除
231	一 第百三十一条 削除
232	二 第百三十一条 削除
233	三 第百三十一条 削除
234	四 第百三十一条 削除
235	五 第百三十一条 削除
236	六 第百三十一条 削除
237	七 第百三十一条 削除
238	八 第百三十一条 削除
239	九 第百三十一条 削除
240	一 第百三十一条 削除
241	二 第百三十一条 削除
242	三 第百三十一条 削除
243	四 第百三十一条 削除
244	五 第百三十一条 削除
245	六 第百三十一条 削除
246	七 第百三十一条 削除
247	八 第百三十一条 削除
248	九 第百三十一条 削除
249	一 第百三十一条 削除
250	二 第百三十一条 削除
251	三 第百三十

るものについての知識及び技能を習得させるための講習の実施に関する事務（安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

空港保安防災教育訓練センターは、大村市に置く。

空港保安防災教育訓練センターに、所長を置く。（成田国際空港企画室及び東京国際空港企画室並びに首都圏空港調整官）

第百二十三条 首都圏空港課に、成田国際空港企画室及び東京国際空港企画室並びに首都圏空港調整官一人を置く。

成田国際空港企画室は、成田国際空港の管理に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部並びに他課及び首都圏空港調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

成田国際空港企画室に、室長を置く。

東京国際空港企画室は、東京国際空港の管理に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部並びに他課及び首都圏空港調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

成田国際空港企画室は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 首都圏内の空港等の管理に関する特定期間についての企画及び立案並びに調整に関するもの（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）

二 首都圏内の空港等の管理に関する争訟に関する事務で特定事項に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）

三 中部圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官は、命を受けて、中部圏空港等の設置及び管理に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（国際企画調整室、航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全政策企画官、安全管理推進官、運航基準高度化企画調整官、航空運営安全企画調整官、航空保安審査官、小型航空機安全対策調整官、整備審査官、養成企画監督官、航空機検査官、整備審査官、養成企画監督官、航空保安国際業務推進官及び交通管制安全監督官、航空機安全対策調整官、乗員政策室、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全政策企画官一人、安全管理推進官二人、運航基準高度化企画調整官及び航空事業安全推進官それぞれ一人、運航審査官六人以内、外國航空機安全対策調整官及び小型航空機安全対策官それぞれ一人、航空機検査官十二人以内、整備審査官、養成企画監督官一人、航空從事者試験官十三人以内、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官それぞれ一人並びに交通管制安全監督官七人を置く。）

成田国際空港調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 首都圏内の空港等の管理に関する特定期間についての企画及び立案並びに調整に関するもの（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）

二 首都圏内の空港等の管理に関する争訟に関する事務で特定事項に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）

三 東京国際空港企画室に、室長を置く。

成田国際空港企画室は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 首都圏空港調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

二 首都圏内の空港等の管理に関する争訟に関する事務で特定事項に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）

三 東京国際空港企画室に、室長を置く。

成田国際空港企画室は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 首都圏内の空港等の管理に関する争訟に関する事務で特定事項に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）

二 首都圏内の空港等の管理に関する争訟に関する事務で特定事項に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）

三 東京国際空港企画室に、室長を置く。

（航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全政策企画官一人、安全管理推進官一人、運航基準高度化企画調整官及び航空事業安全推進官、運航審査官六人以内、外國航空機安全対策調整官及び小型航空機安全対策官それぞれ一人、航空機検査官十二人以内、整備審査官、養成企画監督官一人、航空從事者試験官十三人以内、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全政策企画調整室、航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官それぞれ一人並びに交通管制安全監督官七人を置く。）

成田国際空港企画室は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 安全政策課の所掌事務に係る国際機関及び外國の行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務（乗員政策室並びに外国の行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務）

三 安全政策課の所掌事務に係る国際協力に関する事務（乗員政策室並びに外国の行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務）

四 航空事業安全監査室は、航空機（無人航空機等）（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機及び同法第八十七条第一項に規定する航空機をいう。）を除く。以下この項、第六項及び第十四項から第二十七項までにおいて同じ。）の航行の安全の確保及び航空機の整備に係る航空運送事業及び航空機使用事業に関する業務の監査に関する事務をつかさどる。

五 航空事業安全監査室に、室長を置く。

六 乗員政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（航空事業安全監査室に属する事務（国際企画調整室の所掌に属するもの）を除く。）をつかさどる。

二 航空機に係る航空従事者の養成に関する事務（養成企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

三 航空機に係る航空従事者の医学的な適性を確保するための航空身体検査証明に関する事務（養成企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 機長の認定及び査察操縦士の指名に係る審査に關すること。

二 航空機の航行の安全の確保に係る外國航空機及び航空運送事業の用に供する航空機の監督に關すること。

三 首席運航審査官は、運航審査官の所掌に属する者を首席運航審査官とする。

一 機長の認定及び査察操縦士の指名に係る審査に關すること。

二 外國航空機安全対策調整官は、命を受けて、外國航空機（航空法第八十七条第一項に規定する航空機を除く。）の航行の安全の確保に係る特定事項についての企画及び立案並びに国際機関、外國の行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務（運航基準高度化企画調整官の所掌に属するもの）を除く。）をつかさどる。

三 首席運航審査官は、運航審査官の所掌に属する事務を統括する。

一 外國航空機安全対策調整官は、命を受けて、外國航空機（航空法第八十七条第一項に規定する航空機を除く。）の航行の安全の確保に係る特定事項についての企画及び立案並びに国際機関、外國の行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務（運航基準高度化企画調整官の所掌に属するもの）を除く。）をつかさどる。

二 小型航空機安全対策官は、小型航空機の航行の安全の確保に係る企画及び立案並びに外國の行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務（運航基準高度化企画調整室並びに運航基準高度化企画調整官及び外國航空機安全対策調整官の所掌に属するもの）を除く。）をつかさどる。

三 小型航空機安全対策官は、小型航空機の航行の安全の確保に係る企画及び立案並びに外國の行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務（運航基準高度化企画調整室並びに運航基準高度化企画調整官及び外國航空機安全対策調整官の所掌に属するもの）を除く。）をつかさどる。

四 航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（これらの整備改造又は検査に關する認定のための検査を含む。）の実施に關する事務（航空機安全課及び整備審査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

五 航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る審査、検査及び指導に関する事務を分掌する。

六 航空機検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席航空機検査官とする。

七 航空機検査官は、航空機検査官の所掌に属する事務を統括する。

八 整備審査官は、命を受けて、航空機に係る整備規程の認可に係る審査その他航空機及びその装備品の整備に係る審査、検査及び指導に関する事務を分掌する。

九 首席整備審査官は、航空機検査官の所掌に属する者を首席整備審査官とする。

十 航空機検査官は、整備審査官の所掌に属する事務を統括する。

十一 養成企画調整官は、航空機に係る航空従事者の養成の促進に關する企画及び立案並びに関係行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に關する

事務（国際企画調整室の所掌に属するもの）を除く。）をつかさどる。	28
航空従事者試験官は、命を受けて、次に掲げる事務（無人航空機安全課の所掌に属するもの）を除く。）を分掌する。	一 航空従事者に関する技能証明、航空英語能力証明、計器飛行証明及び操縦教育証明に関する試験の試験問題の作成及び試験の実施に関する事務。
航空英語能力判定航空運送事業者の能力判定員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関する事務。	二 運航管理者の技能検定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関する事務。
指名する者を首席航空従事者試験官とする。首席航空従事者試験官は、航空従事者試験官の所掌に属する事務を統括する。	三 指定航空従事者養成施設の技能審査員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関する事務。
航空従事者試験官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席航空従事者試験官とする。	四 指定航空英語能力判定航空運送事業者の能力判定員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関する事務。

航空従事者試験官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席航空従事者試験官とする。	29
航空安全国際調整官は、命を受けて、空港等に係る安全に関する国際的な基準に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外國の関係者との連絡調整に関する事務（空港安全室の所掌に属するもののを除く。）をつかさどる。	30
空港運営企画調整官は、命を受けて、空港等の運営に係る安全性の向上に関する特定事項についての企画、分析、調整及び指導に関する事務をつかさどる。	31
航空保安対策企画調整官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際企画調整室並びに航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	32
航空保安国際業務推進官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際企画調整室並びに航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	33
航空保安国際業務推進官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際企画調整室並びに航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	34

航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際企画調整室並びに航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	35
航空保安脅威評価官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。	一 航空保安脅威評価官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。
（無人航空機に係るものに限る。）に対する援助に関する事務。	二 無操縦者航空機に係る航空従事者教育等に関する事務。
（無操縦者航空機に係るものに限る。）に対する援助に関する事務。	三 交通管制企画課の所掌事務に係る国際協力に関する事務。
無操縦者航空機企画室に、室長を置く。	四 交通管制企画室に、室長を置く。

航空機企画調整官は、命を受けて、無人航空機企画室及び航空機技術審査室並びに型式証明調査官及び設計審査官の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	4
航空機企画室及び航空機技術審査室並びに型式証明調査官及び設計審査官の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	2
（航空機技術基準企画室及び航空機技術審査室並びに型式証明調査官及び設計審査官）の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	3
（航空機技術基準企画室は、航空機及びその装備品の設計又は製造に係る安全及び環境保全に関する技術上の基準の設定に関する企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。	4
（航空機技術審査室に、室長を置く。）をつかさどる。	3
航空機技術基準企画室に、室長を置く。	4
航空機技術審査室は、航空機に係る型式証明に関する事務（型式証明調査官及び設計審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	3
（無操縦者航空機企画室及び無人航空機企画調整室）の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	2
（無人航空機企画室及び無人航空機企画調整室）の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	1
（以下この項において「無操縦者航空機」という。）の安全の確保及び無操縦者航空機の航行に起因する障害の防止に関する事務（（航空機安全課の所掌に属するものを除く。））。	2
（以下この項において「無操縦者航空機」という。）の安全の確保及び無操縦者航空機の航行に起因する障害の防止に関する事務（（航空機安全課の所掌に属するものを除く。））。	3
（航空機安全課の所掌に属するものを除く。）。	4
（航空機安全課の所掌に属するものを除く。）。	5
（航空機安全課の所掌に属するものを除く。）。	6
（航空機安全課の所掌に属するものを除く。）。	7
（航空機安全課の所掌に属するものを除く。）。	8
（航空機安全課の所掌に属するものを除く。）。	9
（航空機安全課の所掌に属するものを除く。）。	10
（航空機安全課の所掌に属するものを除く。）。	11
（航空機安全課の所掌に属するものを除く。）。	12

立案並びに連絡調整に関する事務（交通管制企画課及び管制技術課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	第十八項に規定するもののほか、飛行�査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席開発評価管理官とする。
首席開発評価管理官は、開発評価管理官の所掌に属する事務を統括する。	第十三項に規定するものほか、開発評価管理官の所掌に属する事務の統括に關し、首席開発評価管理官の所掌に属する事務を統括する。
理官のうちから国土交通大臣が指名する者五人を次席開発評価管理官とする。	次席開発評価管理官は、開発評価管理官の所掌に属する事務の統括に關し、首席開発評価管理官の所掌に属する事務を統括する。
（空域調整整備室及び管制運用企画調整官）	（空域調整整備室及び管制運用企画調整官）
16 制運用企画調整官一人を置く。	15 第百二十九条 管制課に、空域調整整備室及び管制運用企画調整官一人を置く。
2 空域調整整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 空域調整整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 航空交通に関する空域の指定及び航空機の離陸又は着陸のための飛行の方式の設定に関すること（交通管制企画課の所掌に属するものを除く。）。	一 航空交通に関する空域の指定及び航空機の離陸又は着陸のための飛行の方式の設定に関すること（交通管制企画課の所掌に属するものを除く。）。
二 航空路の調査に關すること（交通管制企画課の所掌に属するものを除く。）。	二 航空路の調査に關すること（交通管制企画課の所掌に属するものを除く。）。
三 空域調整整備室に、室長を置く。	三 空域調整整備室に、室長を置く。
4 3 管制運用企画調整官は、航空交通管制に関する技術的な事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（交通管制企画課及び管制技術課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	4 3 管制運用企画調整官は、航空交通管制に関する技術的な事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（交通管制企画課及び管制技術課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
第五百三十一条 運用課に、航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官）を置く。	第五百三十一条 管制技術課に、航行支援技術高度化企画室及び航空灯火・電気技術室、交通管制機械設備調整官並びに技術管理センター（及び性能評価センター）を置く。
2 航空情報・飛行検査高度化企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 航行支援技術高度化企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 航空情報（電話による航空通信により提供するものを除く。以下この条において同じ。）の提供の方式の高度化に関する事務（交通管制企画課及び運用調整官の所掌に属するものを除く。）。	一 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設に関する技術的高度化に関する企画及び立案に關すること（交通管制企画課の所掌に属するものを除く。）の設定その他航空保安に関する情報の伝達の方式（人工衛星を利用するものに限る。）の開発に關すること。
二 航空情報（電話による航空通信により提供するものを除く。以下この条において同じ。）の提供の方式の高度化に関する事務（交通管制企画課及び運用調整官の所掌に属するものを除く。）。	二 航空通信網（人工衛星を利用するものに限る。）の設定その他航空保安に関する情報の伝達の方式（人工衛星を利用するものに限る。）の開発に關すること。
3 航空情報（電話による航空通信により提供するものを除く。）。	一 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設に関する技術的高度化企画室に、室長を置く。
4 運用調整官は、航空機の運航に關する情報の提供の方式の高度化に関する事務（交通管制企画課及び運用調整官の所掌に属するものを除く。）。	二 航空支援技術高度化企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
5 提供に關する技術的な事項についての企画及び	一 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の信頼性の管理に關すること。
6 飛行検査安全運航管理官は、命を受けて、航空局の所掌事務を遂行するために使用する航空機の運用及び整備に関する事務（飛行検査高度化企画室及び飛行検査センターを置く。）。	二 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すこと。
7 首席飛行検査官は、飛行検査官の所掌に属する者を首席飛行検査官とする。	二 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すこと。
8 飛行検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席飛行検査官とする。	二 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すこと。
9 首席飛行検査官は、飛行検査官の所掌に属する事務を統括する。	二 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すこと。
10 航空情報管理管制運航情報報官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を先任航空情報管理管制運航情報官とす	二 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すること。
11 先任航空情報管理管制運航情報官は、航空情報管理管制運航情報官の所掌に属する事務を管理する。	二 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すること。
12 第十項に規定するものほか、航空情報管理管制運航情報官とする。	二 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すること。
13 第十項に規定するものほか、航空情報管理管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空情報管理管制運航情報官とする。	二 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すること。
14 次席航空情報管理管制運航情報官は、航空情報管理管制運航情報官の所掌に属する事務の管補助する。	二 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すること。
15 実施に關する事務をつかさどる。	二 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すること。
16 飛行検査センターに、所長、飛行検査官三十人以内及び飛行検査安全運航管理官一人を置く。	二 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すること。
17 飛行検査官は、命を受け、航空局の所掌事務を遂行するために使用する航空機の運用及び整備の実施に關する事務（飛行検査安全運航管理官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。	二 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すること。
18 飛行検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席飛行検査官とする。	二 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すること。
19 首席飛行検査官は、飛行検査官の所掌に属する事務を統括する。	二 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すること。
20 第十八項に規定するもののほか、飛行検査官のうちから国土交通大臣が指名する者四人を次席飛行検査官とする。	二 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すること。

二 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の用に供する機械施設の設置及び管理に関する技術的な評価に關すること。	19
先任技術管理施設運用管理官の所掌に属する事務を管理する。	20
大臣が指名する者を先任技術管理施設運用管理官とする。	21
一 航空交通管制に用いる電気通信回線の性能の監視及び分析並びにこれらに基づく評価に關すること。	22
二 人工衛星を利用した航空保安無線施設に関する工事、運用及び保守にこれに基づく評価に關すこと。	23
三 航空通信施設（人工衛星を利用したもの又はデータリンク通信に係るものに限る。第二十五項において同じ。）に関する工事及び保守に關すること。	24
四 性能評価センターの所掌事務を遂行するた めに使用する建築施設及び機械施設に関する工事及び保守に關すること。	25
五 性能評価センターの所掌事務を遂行するために使用する電気施設（第二号及び第三号の施設を除く。第三十一項において同じ。）に関する工事、運用及び保守に關すること。	26

一 航空交通管制官の所掌に属する事務を管理する。	27
空管制技術官の所掌に属する事務を管理する。	28
第二十六項に規定するもののほか、性能評価施設運用管理官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席性能評価航空管制技術官とする。	29
航空管制技術官の所掌に属する事務の管理に關し、先任性能評価航空管制技術官を補佐する。	30
施設運用管理官は、命を受けて、性能評価センターやの所掌事務を遂行するためには使用する建築施設及び機械施設に関する工事及び保守に関する事務を分掌する。	31
航空灯火・電気技術官は、命を受けて、性能評価センターの所掌事務を遂行するためには使用する電気施設に関する工事、運用及び保守に関する事務を分掌する。	32
施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。	33
先任施設運用管理官は、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。	34

第十四款 北海道局

（アイヌ政策調整官及び開発専門官）

第一百三十二条 北海道局に、アイヌ政策調整官一人及び開発専門官二十二人を置く。	1
2 アイヌ政策調整官は、命を受けて、北海道局の所掌事務に関するアイヌ施策（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第二条第二項に規定するアイヌ施策をいう。次条第二項において同じ。）に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。	2
3 開発専門官は、命を受けて、北海道局の所掌事務に係る専門的事項に関する事務に従事する。	3
（アイヌ政策室並びに調査官及び企画官）	4
（企画官）	5

第一百三十三条 総務課に、アイヌ政策室並びに調査官及び企画官一人を置く。	1
2 アイヌ政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2
（アイヌ政策室並びに調査官及び企画官）	3
（企画官）	4
第一百三十六条 水政課に、企画官一人を置く。	5
2 企画官は、命を受けて、水政課の所掌事務に關する重要な事項についての企画及び立案並びに立案並びに調整に関する事務に参画する。	6
（企画官）	7
第一百三十七条 農林水産課に、企画官一人を置く。	8
2 企画官は、命を受けて、農林水産課の所掌事務に關する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。	9
（企画官）	10
第一百四十条 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十三人以内を置く。	11
2 企画専門官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する専門的行政事務をつかさどる。	12
（企画専門官）	13
第一百四十二条 第二款 國土交通政策研究所について、国土技術政策総合研究所について、国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七号）の定めるところによる。	14
2 國土交通政策研究所は、命を受けて、国土交通政策研究室について、国土交通政策研究室組織規則（平成十三年国土交通省令第七号）の定めるところによる。	15
（企画官）	16

第三年国土交通省令第七十九号）の定めるところによる。	第三節 運輸安全委員会
第三款 國土交通大学学校	第四章 海上保安厅
国土交通大学学校については、国土交通大学組織規則（平成十三年国土交通省令第十四号）の定めるところによる。	第五節 海上保安厅
航空保安大学校については、航空保安大学校組織規則（平成十三年国土交通省令第一百四十四条）の定めるところによる。	第六節 海上保安厅
第一百四十五条から第一百五十三条まで	第三章 顧問等
第三節 特別の機関	第一款 國土地理院
第一款 國土地理院	第二款 海難審判所
國土地理院については、國土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二百五十四条）の定めるところによる。	第三款 國土地理院
第一百五十三条から第一百五十三条まで	第四節 地方支分部局
第一百五十四条の二 海難審判所については、海難審判所組織規則（平成十三年国土交通省令第二百五十五条）の定めるところによる。	第一款 地方整備局
第一百五十五条 地方整備局については、地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二百五十六条）の定めるところによる。	第二款 北海道開発局
第一百五十六条 北海道開発局については、北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二百五十七条）の定めるところによる。	第三款 地方運輸局
第一百五十七条 地方運輸局については、地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三条号）の定めるところによる。	第四款 航空交通管制部
第一百五十八条 航空交通管制部については、航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二百五十九条）の定めるところによる。	第五款 航空交通管制部
第一百五十九条 航空交通管制部については、航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二百六十条）の定めるところによる。	第六节 外局
第二章 外局 気象庁	第一節 觀光庁
第三款 気象庁	第一百六十二条 気象庁については、觀光庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の定めるところによる。
第一百六十二条 気象庁については、觀光庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の定めるところによる。	第一百六十三条 國土交通大学学校
第一百六十三条 國土交通大学学校については、国土交通大学組織規則（平成十三年国土交通省令第一百四十三条）の定めるところによる。	第一百六十四条 航空保安大学校
第一百六十四条 航空保安大学校については、航空保安大学校組織規則（平成十三年国土交通省令第一百四十四条）の定めるところによる。	第一百六十五条 國土地理院
第一百六十五条 國土地理院については、國土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二百五十五条）の定めるところによる。	第一百六十六条 地方支分部局
第一百六十六条 地方支分部局については、地方支分部局組織規則（平成十三年国土交通省令第二百五十七条）の定めるところによる。	第一百六十七条 建設業法
第一百六十七条 建設業法（昭和二十四年法律第二百九十九号）又は土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百九十九号）の規定による技術検定に専門の事項を調査審議させるため、国土交通省に、技術検定委員百二十人以内を置く。（施行期日）	附 则
（施行期日）	第一条 この中央省庁等改革推進本部令（次条において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）
（この本部令の効力）	第二条 この本部令は、その施行の日に、国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）となるものとする。（総務調整官の職務の特例）
（総務調整官の職務の特例）	第三条 大臣官房総務課総務調整官は、第六条第三項に規定する事務のほか、当分の間、命を受け、国土交通省の所管に係る一般社団法人及

第三節 運輸安全委員会	第一百六十二条 運輸安全委員会については、運輸安全委員会事務局組織規則（平成二十年国土交通省令第七十二号）の定めるところによる。
第四章 海上保安厅	第一百六十三条 海上保安厅については、海上保安厅組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の定めるところによる。
第五節 海上保安厅	第一百六十四条 海上保安厅については、海上保安厅組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の定めるところによる。
第六节 外局	第一百六十五条 國土地理院
第一節 觀光庁	第一百六十六条 地方支分部局
第三款 気象庁	第一百六十七条 建設業法
第一百六十二条 気象庁については、觀光庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の定めるところによる。	附 则
第一百六十二条 気象庁については、觀光庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の定めるところによる。	第一条 この中央省庁等改革推進本部令（次条において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）
（施行期日）	第二条 この本部令は、その施行の日に、国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）となるものとする。（総務調整官の職務の特例）
（総務調整官の職務の特例）	第三条 大臣官房総務課総務調整官は、第六条第三項に規定する事務のほか、当分の間、命を受け、国土交通省の所管に係る一般社団法人及

第三節 運輸安全委員会	第一百六十二条 運輸安全委員会については、運輸安全委員会事務局組織規則（平成二十年国土交通省令第七十二号）の定めるところによる。
第四章 海上保安厅	第一百六十三条 海上保安厅については、海上保安厅組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の定めるところによる。
第五節 海上保安厅	第一百六十四条 海上保安厅については、海上保安厅組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の定めるところによる。
第六节 外局	第一百六十五条 國土地理院
第一節 觀光庁	第一百六十六条 地方支分部局
第三款 気象庁	第一百六十七条 建設業法
第一百六十二条 気象庁については、觀光庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の定めるところによる。	附 则
第一百六十二条 気象庁については、觀光庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の定めるところによる。	第一条 この中央省庁等改革推進本部令（次条において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）
（施行期日）	第二条 この本部令は、その施行の日に、国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）となるものとする。（総務調整官の職務の特例）
（総務調整官の職務の特例）	第三条 大臣官房総務課総務調整官は、第六条第三項に規定する事務のほか、当分の間、命を受け、国土交通省の所管に係る一般社団法人及

第三節 運輸安全委員会	第一百六十二条 運輸安全委員会については、運輸安全委員会事務局組織規則（平成二十年国土交通省令第七十二号）の定めるところによる。
第四章 海上保安厅	第一百六十三条 海上保安厅については、海上保安厅組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の定めるところによる。
第五節 海上保安厅	第一百六十四条 海上保安厅については、海上保安厅組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の定めるところによる。
第六节 外局	第一百六十五条 國土地理院
第一節 觀光庁	第一百六十六条 地方支分部局
第三款 気象庁	第一百六十七条 建設業法
第一百六十二条 気象庁については、觀光庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の定めるところによる。	附 则
第一百六十二条 気象庁については、觀光庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の定めるところによる。	第一条 この中央省庁等改革推進本部令（次条において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）
（施行期日）	第二条 この本部令は、その施行の日に、国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）となるものとする。（総務調整官の職務の特例）
（総務調整官の職務の特例）	第三条 大臣官房総務課総務調整官は、第六条第三項に規定する事務のほか、当分の間、命を受け、国土交通省の所管に係る一般社団法人及

六 電子航法研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第十三号）	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十四年六月一日）から施行する。
七 海技大学校組織規則（平成十三年国土交通省令第十五号）	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十四年五月三日）から施行する。
八 航海訓練所組織規則（平成十三年国土交通省令第十六号）	（施行期日）この省令は、平成十四年六月一日から施行する。
九 海員學校組織規則（平成十三年国土交通省令第十七号）	（施行期日）この省令は、平成十四年六月一日から施行する。
十 航空大学校組織規則（平成十三年国土交通省令第十八号）	（施行期日）この省令は、平成十四年七月一日から施行する。
附 則（平成一三年四月一九日国土交通省令第八五号）抄	（施行期日）この省令は、平成十四年六月一日から施行する。
附 則（平成一三年八月三一日国土交通省令第一二三号）	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十三年五月十八日）から施行する。
附 則（平成一三年一一月一四日国土交通省令第一三九号）	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十三年十二月一日）から施行する。
附 則（平成一四年三月二九日国土交通省令第三〇号）	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十三年三月三十日）から施行する。
附 則（平成一四年四月一一日国土交通省令第六五号）抄	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十四年五月一日）から施行する。
第一条 この省令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年五月十八日）から施行する。	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十四年六月一日）から施行する。
附 則（平成一四年六月二四日国土交通省令第五九号）抄	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十四年六月二三日）から施行する。
附 則（平成一六年四月一一日国土交通省令第三〇号）	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
附 則（平成一五年八月四日国土交通省令第八七号）抄	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。
附 則（平成一五年八月四日国土交通省令第一〇九号）抄	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。
附 則（平成一五年一二月一八日国土交通省令第六四号）抄	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。
附 則（平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号）抄	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。
附 則（平成一六年六月一八日国土交通省令第九三号）抄	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。
第一条 この省令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。
附 則（平成一七年六月二九日国土交通省令第六七号）抄	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。
附 則（平成一七年六月二九日国土交通省令第七五号）抄	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。
附 則（平成一七年九月二九日国土交通省令第一一五号）抄	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。
第一条 この省令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。	（施行期日）この省令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。
附 則（平成一八年三月三一日国土交通省令第二三三号）	（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十八年三月三日）から施行する。

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		附 則（平成一九年三月三一日国土交通省令第三九号）抄
一 第二条の規定 平成十八年七月一日		附 則（平成一九年四月一日国土交通省令第五一号）
二 第三条の規定 平成十八年十月一日		附 則（平成二十年三月三一日国土交通省令第六五号）
（施行期日）		この省令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行の日（平成十九年六月十一日）から施行する。
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。		附 則（平成一九年六月八日国土交通省令第一五号）抄
附 則（平成一八年六月八日国土交通省令第七〇号）抄		この省令は、統計法の施行の日（平成二年四月一日）から施行する。
（施行期日）		附 則（平成一九年八月三日国土交通省令第七四号）抄
第一条 この省令は、公布の日から施行する。		この省令は、法の施行の日（平成十九年八月六日）から施行する。
附 則（平成一八年八月一八日国土交通省令第八二号）抄		附 則（平成二〇年三月三一日国土交通省令第一八号）抄
（施行期日）		この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
第一条 この省令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行の日（平成十八年八月二十二日）から施行する。		附 則（平成二〇年六月一八日国土交通省令第四四号）抄
附 則（平成一八年一二月一五日国土交通省令第一〇号）抄		この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。
（施行期日）		附 則（平成二一年八月二八日国土交通省令第二一号）抄
第一条 この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。		この省令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。
附 則（平成一八年一二月二七日国土交通省令第一二〇号）抄		附 則（平成二一年三月三一日国土交通省令第一八号）
（施行期日）		この省令は、平成二十二年五月一日から施行する。
第一条 この省令は、平成十九年一月一日から施行する。		附 則（平成二一年八月二八日国土交通省令第四三号）
附 則（平成一九年三月二八日国土交通省令第一八号）抄		この省令は、公布の日から施行する。
（施行期日）		附 則（平成二四年三月三〇日国土交通省令第五三号）抄
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。		この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一九年三月三一日国土交通省令第九一号）抄		附 則（平成二四年四月六日国土交通省令第四四号）
（施行期日）		この省令は、公布の日から施行する。
第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。		附 則（平成二四年三月三〇日国土交通省令第三二号）
附 則（平成二〇年九月三〇日国土交通省令第七〇号）抄		この省令は、公布の日から施行する。
（施行期日）		附 則（平成二四年四月六日国土交通省令第五三号）抄
第一条 この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。		この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二〇年九月三〇日国土交通省令第一九号）抄		附 則（平成二四年四月六日国土交通省令第五九号）
（施行期日）		この省令は、公布の日から施行する。
第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日（平成二十二年五月二十日）から施行する。		附 則（平成二四年六月二七日国土交通省令第六一号）抄
附 則（平成二三年六月二三日国土交通省令第三五号）抄		この省令は、公布の日から施行する。
（施行期日）		附 則（平成二四年六月二七日国土交通省令第六二号）
第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日（平成二十二年五月二十日）から施行する。		この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二三年六月二三日国土交通省令第一九号）抄		附 則（平成二四年六月二七日国土交通省令第六一号）
（施行期日）		この省令は、公布の日から施行する。
第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十三年五月一日）から施行する。		附 則（平成二四年九月一四日国土交通省令第七五号）抄
附 則（平成一九年三月三一日国土交通省令第三八号）抄		この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。
（施行期日）		この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。
第一条 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。		附 則（平成二四年九月一四日国土交通省令第七五号）抄
附 則（平成一九年三月三一日国土交通省令第九七号）抄		この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二十四年一二月三日国土交通省令第八六号）抄

第一条 この省令は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

附 則（平成二十四年一二月二八日国土交通省令第九一号）抄

第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二九日国土交通省令第三一号）抄

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年五月一日国土交通省令第三一号）抄

第一条 この省令は、平成二十五年五月一日から施行する。

附 則（平成二十五年五月一六日国土交通省令第三九号）抄

第一条 この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二十五年六月二八日国土交通省令第五二号）抄

第一条 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十五年一二月一一日国土交通省令第六四号）抄

第一条 この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施行する。

附 則（平成二十五年六月三〇日国土交通省令第九八号）抄

第一条 この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施行する。

附 則（平成二六年三月二六日国土交通省令第二二号）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月二五日国土交通省令第五七号）

第一条 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二六年九月三〇日国土交通省令第七四号）

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年九月三〇日国土交通省令第九〇号）

第一条 この省令は、マニショーンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日国土交通省令第一九号）抄

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日国土交通省令第二三号）

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定中国土交通省組織規則第九十九条第四項の改正規定、第七条の規定中地方運輸局組織規則第七十九条第一項及び第一百十条第一項の改正規定並びに第二章の規定は、改正法附則第一條第三号に掲げる規定施行する。ただし、第六条の規定中国土交通省組織規則第九十九条第四項の改正規定、第七条の規定中地方運輸局組織規則第七十九条第一項及び第一百十条第一項の改正規定並びに第二章の規定は、改正法附則第一條第三号に掲げる規定施行の日（平成二十五年五月一日）から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日国土交通省令第三八号）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二九号）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第五条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年四月一〇日国土交通省令第二八号）

第一条 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月三〇日国土交通省令第五四号）抄

第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

附 則（平成二七年七月一七日国土交通省令第六四号）抄

第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日国土交通省令第二一号）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年四月二八日国土交通省令第三三号）

第一条 この省令は、自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）の施行の日（平成二十九年五月一日）から施行する。

附 則（平成二九年六月三〇日国土交通省令第四〇号）

第一条 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸

施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月二十六日）から施行する。

附 則（平成二七年九月三〇日国土交通省令第二二号）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、平成三十年三月十五日から施行する。

附 則（平成二八年一月二九日国土交通省令第五五号）抄

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二四号）抄

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二九号）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第三二号）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成三十年十一月十五日）から施行する。

附 則（平成三一年三月二六日国土交通省令第一二号）抄

第一条 この省令は、法の施行の日（平成三十一年三月二六日）から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日国土交通省令第一九号）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成三十一年三月二九日）から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日国土交通省令第二〇号）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年六月三〇日国土交通省令第六五号）抄

第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月十九日）から施行する。

附 則（平成二九年六月三〇日国土交通省令第四〇号）

第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

<p>附 則（令和二年二月二八日国土交通省 令第一〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条、第四条及び第五条並びに次条から附則第九条まで及び附則第十一条第一項の規定は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。</p> <p>附 則（令和二年三月三一日国土交通省 令第二八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和二年三月三一日国土交通省 令第三七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和二年六月一九日国土交通省 令第五五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、令和二年七月一日から施行する。この省令は、令和二年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和三年三月三一日国土交通省 令第一八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、令和三年四月一日から施行する。この省令は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和三年六月三〇日国土交通省 令第四三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。</p> <p>附 則（令和四年三月三一日国土交通省 令第二〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年九月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和四年六月三〇日国土交通省 令第五三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、令和四年七月一日から施行する。</p>	<p>附 則（令和五年三月三一日国土交通省 令第一九号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和五年六月三〇日国土交通省 令第五〇号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、令和五年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和五年九月二九日国土交通省 令第七五号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則（令和五年九月二九日国土交通省 令第七六号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、令和五年十月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和五年一二月二八日国土交通省 令第三九九号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、令和六年一月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和六年三月二九日国土交通省 令第三〇号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和六年六月二八日国土交通省 令第七四号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、令和六年七月一日から施行する。</p>
--	--